

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第60期) 至 2026年3月31日

株式会社ニチリョク

(E03304)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	3
3	事業の内容	5
4	関係会社の状況	7
第2	事業の状況	8
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2	サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3	事業等のリスク	12
4	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
5	重要な契約等	20
6	研究開発活動	20
第3	設備の状況	21
1	設備投資等の概要	21
2	主要な設備の状況	21
3	設備の新設、除却等の計画	21
第4	提出会社の状況	22
1	株式等の状況	22
(1)	株式の総数等	22
(2)	新株予約権等の状況	22
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	23
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	23
(5)	所有者別状況	24
(6)	大株主の状況	24
(7)	議決権の状況	25
2	自己株式の取得等の状況	26
3	配当政策	26
4	コーポレート・ガバナンスの状況等	27
5	従業員の状況等	40
第5	経理の状況	42
1	財務諸表等	43
(1)	財務諸表	43
(2)	主な資産及び負債の内容	81
(3)	その他	84
第6	提出会社の株式事務の概要	85
第7	提出会社の参考情報	86
1	提出会社の親会社等の情報	86
2	その他の参考情報	86
第二部	提出会社の保証会社等の情報	87

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【事業年度】	第60期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271-8920（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271-8920（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	2,975,493	3,219,031	2,848,018	2,239,421	1,725,508
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△42,727	83,026	151,356	△294,660	△689,505
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△97,626	63,164	210,451	△418,516	△133,134
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,790,856	1,847,556	1,865,754	1,865,754	1,940,747
発行済株式総数 (株)	14,713,005	15,710,005	16,030,005	16,030,005	17,393,505
純資産額 (千円)	2,897,282	3,068,376	3,315,618	2,897,693	2,915,598
総資産額 (千円)	8,050,703	7,439,403	6,527,183	5,787,816	5,076,810
1株当たり純資産額 (円)	197.04	195.43	206.96	180.87	167.71
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△7.20	4.15	13.19	△26.12	△7.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	4.15	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.9	41.2	50.8	50.0	57.4
自己資本利益率 (%)	△3.4	2.1	6.5	△13.4	△4.5
株価収益率 (倍)	—	26.70	26.53	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	336,859	339,678	90,706	△113,543	△453,696
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△180,995	280,525	351,858	152,498	1,231,926
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△521,761	△663,151	△829,710	△214,797	△632,037
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	712,999	670,051	282,907	107,064	253,258
従業員数 (人)	97	102	99	101	80
(外、平均臨時雇用者数)	(74)	(67)	(48)	(47)	(45)
株主総利回り (%)	50.8	44.4	140.0	53.6	46.0
(比較指標：TOPIX東証株価指数) (%)	(63.8)	(107.9)	(152.5)	(150.1)	(202.2)
最高株価 (円)	340	132	714	348	171
最低株価 (円)	105	109	111	128	110

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 56期および60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、第56期から第59期については子会社株式及び関連会社がないため記載しておりません。また、第60期については非連結子会社がありますが利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 第56期、第57期、第58期、第59期及び第60期の1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

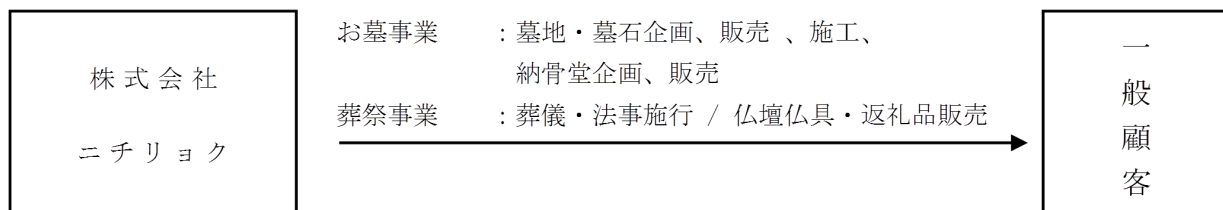
2 【沿革】

年月	変遷の内容
1966年12月	ダイレクトメールの発送代行を目的として、東京都杉並区に日本ホームサービス株式会社を設立。
1973年12月	日本ホームサービス株式会社よりニチリョク総業株式会社に社名変更。
1980年2月	墓石の販売・施工業を開始。
1983年11月	多摩聖地霊園募集・販売開始。
1984年4月	森林公園むさしの浄苑募集・販売開始。
1987年1月	ニチリョク総業株式会社より株式会社ニチリョクに社名変更。
1987年4月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島営業所（現支店）を設置。
1987年4月	谷山御所霊園募集・販売開始。
1988年4月	比叡山延暦寺大霊園募集・販売開始。
1989年8月	東京都西多摩郡日の出町に日の出工場を設置。
1990年6月	千葉県松戸市に松戸営業所を設置。
1990年7月	三浦霊園販売開始。
1993年3月	取手メモリアルパーク募集・販売開始。
1993年7月	神奈川県横浜市に横浜営業所を設置。
1993年7月	緑が丘浄苑募集・販売開始。
1993年8月	新所沢メモリアルパーク販売開始。
1994年5月	千葉ニュータウン霊園募集・販売開始。
1994年10月	埼玉県浦和市に浦和営業所を設置。
1994年12月	白岡霊園募集・販売開始。
1995年8月	山の手浄苑募集・販売開始。
1995年8月	東京都町田市に町田営業所を設置。
1995年9月	町田メモリアルパーク募集・販売開始。
1996年2月	東京都世田谷区に山の手支店を設置。
1996年2月	埼玉県朝霞市に朝霞支店を設置。
1996年2月	東京都杉並区に本社新社屋を竣工。
1997年3月	朝霞東霊園募集・販売開始。
1997年6月	せたがや浄苑募集・販売開始。
1997年12月	西日暮里道灌山霊園募集・販売開始。
1998年2月	日本証券業協会より店頭登録銘柄として承認を受け株式公開。
1998年9月	赤塚霊園募集・販売開始。
1998年9月	浦和霊園募集・販売開始。
1999年4月	宗教法人興安寺「本郷陵苑（東京都文京区）」募集・販売開始。
2000年1月	市川聖地霊園募集・販売開始。
2000年5月	東京都杉並区に愛彩花事業本部（葬祭部門）を設置。
2000年6月	高島平霊園募集・販売開始。
2000年9月	東京都豊島区にお互い様ねっとわーく本部（現愛彩花倶楽部）を設置。
2001年1月	横浜聖地霊園募集・販売開始。
2001年2月	神奈川県横浜市に横浜中央支店を設置（町田支店の業務を移管）。
2001年3月	高島平会館を竣工。
2002年5月	株式会社マッチングシステムズを設立。
2004年3月	株式会社マッチングシステムズを清算。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年1月	財団法人霊園開発協会「かごしま陵苑（鹿児島市谷山）」募集・販売開始及び神奈川県横浜市に関内支店を設置。
2005年2月	宗教法人法蘭寺「関内陵苑（横浜市中区）」予約募集・販売開始。
2005年3月	東京都福生市に多摩支店を設置（山の手支店の業務を移管）。
2006年4月	株式会社サン・ライフとの業務提携・資本提携の基本合意。 宗教法人法蘭寺「関内陵苑（横浜市中区）」開苑。

年月	変遷の内容
2007年 7 月	愛知県名古屋市千種区に名古屋支店を設置。
2007年 9 月	宗教法人方等院「覚王山陵苑（名古屋市千種区）」募集・販売開始。
2008年 3 月	宗教法人方等院「覚王山陵苑（名古屋市千種区）」完成。
2009年 3 月	東京都練馬区に葬祭事業本部を移転。
2009年 4 月	横浜中央支店を横浜支店に統合。
2009年 5 月	高島平霊園第 2 期募集・販売開始。
2010年 1 月	東京都新宿区に高田馬場オフィスを開設。
2010年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場。
2010年 6 月	神奈川県横浜市西区に「ラステル久保山」を開業。
2011年 2 月	東葛支店を千葉支店に支店名変更、八千代市へ移転。
2011年 2 月	八千代悠久の郷霊園募集・販売開始。
2011年 8 月	高島平霊園第 3 期募集・販売開始。
2012年 4 月	フォーシーズンメモリアル新座募集・販売開始。
2012年 6 月	神奈川県横浜市港北区に「ラステル新横浜」を開業。
2012年12月	宗教法人大徳院「両国陵苑（東京都墨田区）」完成。
2013年 1 月	宗教法人大徳院「両国陵苑（東京都墨田区）」募集・販売開始。
2013年 5 月	高島平浄苑募集・販売開始。
2013年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場。
2015年 8 月	横浜三保浄苑募集・販売開始。
2015年11月	千葉県流山市に東葛支店を設置。
2015年11月	櫻乃丘聖地霊園募集・販売開始。
2016年12月	宗教法人威徳寺「赤坂一ツ木陵苑（東京都港区）」完成。
2016年12月	宗教法人興安寺「大須陵苑（名古屋市中区）」完成。
2017年 1 月	東京都港区に赤坂支店を設置。
2017年 1 月	愛知県名古屋市中区に名古屋支店を設置。
2017年 1 月	宗教法人威徳寺「赤坂一ツ木陵苑（東京都港区）」募集・販売開始。
2017年 2 月	宗教法人興安寺「大須陵苑（名古屋市中区）」募集・販売開始。
2019年11月	株式会社サン・ライフホールディングとの資本提携を解消。
2020年 9 月	バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合との資本提携契約を締結。
2020年10月	バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分による払込の完了並びに第 1 回新株予約権を発行。 同組合および同組合の無限責任組合員である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが当社の親会社となる。
2021年 7 月	本社・本社社屋を東京都中央区に移転。
2022年 1 月	白岡霊園第 3 期募集・販売開始。
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の J A S D A Q (スタンダード) からスタンダード市場に移行。
2025年 5 月	第三者割当による新株式の発行及び第 3 回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行
2025年 9 月	「ラステル新横浜」に関する事業を株式会社金宝堂に譲渡

3【事業の内容】

当社は、総合シニアライフサポート企業として、一般顧客を対象とした、お墓事業(屋外墓地、納骨堂)及び葬祭事業を主な事業内容としております。



(1) お墓事業

①屋外墓地

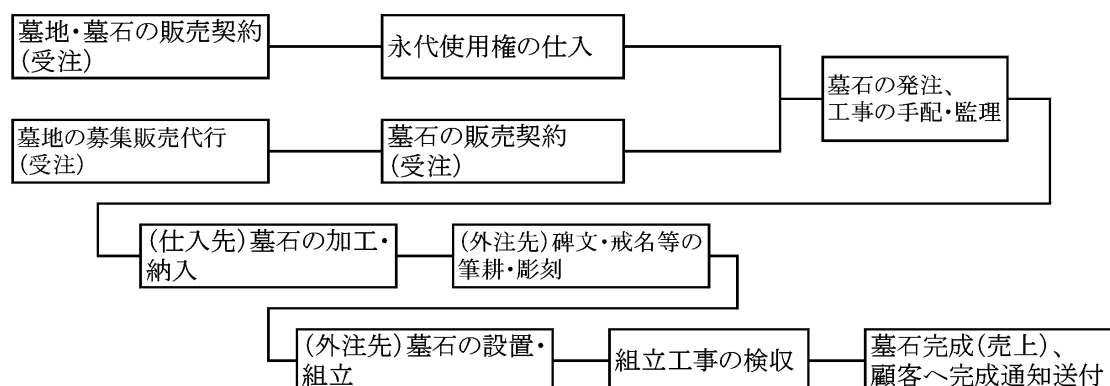
墓地の販売については、当社が、宗教法人等から一括購入し在庫としている場合及び一般顧客との販売契約時に、その都度宗教法人等から仕入れる場合があります。宗教法人等に代行して直接一般顧客へ販売しております。

また、当社が、墓地の販売権利を営業保証金として宗教法人等に支払い保有している場合は、宗教法人等の募集販売代行として一般顧客へ販売しております。

墓石の販売については、各支店及び霊園管理事務所が一般顧客に販売を行い、当社が墓石工事の仕入・施工・監修を行っております。

なお、墓石は、当社の仕様に基づき仕入先で加工したものを仕入れ、設置・建立工事は当社の監理の下、主として外注先が行っております。

これらの主な流れを系統図で表すと以下のとおりであります。



- (注) 1. 一般顧客がお墓を購入する場合、墓地（永代使用権）の購入と墓石の建立が必要となります。先に墓地のみを購入し墓石建立を後に行う形があり、この場合の契約は二つに分かれます。
2. 墓地購入時の一般顧客との契約により、外柵工事及び墓石工事の工事期間が設定されます。外柵工事については、①墓地購入時と同時に行うもの、②墓地購入後1年、3年及び10年以内に行うもの、③期限無きものに分類されます。墓石工事については、①墓地購入時と同時に行うもの、②墓地購入後2年、3年、5年及び10年以内に行うもの、③期限無きものに分類されます。そのため、墓地の販売契約締結時期と墓石完成（外柵のみの完成も含む）による売上計上時期が乖離する場合があります。
3. 上記の系統図の「永代使用権の仕入」については、当社の在庫としている永代使用権を含んでおります。当社が仕入れた、若しくは在庫にしている永代使用権は、墓地の販売契約（受注）時に未成工事支出金に振替しております。

霊園の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」により、市区町村長が許可することとされております。

同法上、営利法人が霊園の経営を行えないとの規定はありませんが、昭和46年5月14日環衛第78号において、霊園の経営許可は霊園経営の「永続性」、「非営利性」、「必要性」という観点から、原則として地方自治体が行うものとし、これにより難しい場合でも、宗教法人、公益法人（以下宗教法人等という）に限るとされました。

これ以降、行政上、宗教法人等に限って霊園経営が許可されております。

従いまして、当社は、霊園経営主体である宗教法人等が霊園の開発をする場合、開発の支援、あるいは墓地・墓石の募集・販売（販売代行）に関して「業務提携契約」を締結し、当該契約に基づき業務を行っております。

また、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は緩やかに増加していることから、改葬事業部を設置しており、全国のパートナー企業(石材業者)と提携し展開すると共に、「近隣で良いお寺があれば、ご先祖を含め永続的に供養をお願いしたい。」という消費者ニーズに対応すべく、「お寺と協同した供養の提供」を基本戦略とし、安心できるお寺をお探しの方と寺院を繋ぐため、「境内墓地」の取り扱いも行っており、首都圏を中心にご案内できる体制を構築しております。

②納骨堂(堂内陵墓)

経営主体である宗教法人等が納骨堂を開発する場合、当社は、企画開発、建造の支援、募集販売代行、管理に関しては「業務提携契約」を締結し、当該契約に基づき業務を行っております。

堂内陵墓とは、1999年4月より開始した、旧来の納骨堂の常識を超えた自動搬送式納骨堂です。

一般的な納骨堂は、ロッカーの中に位牌や骨壺があり、これに対して参拝します。

それに対し堂内陵墓は、骨壺が入った厨子に戒名等の文字を刻んだ銘板を前面に取り付け、それが棚に保管され、参拝者が各自の参拝カードを礼拝所にある機械に翳す(又は差し込む)とリフトが厨子を取りに行き、厨子は墓石形状の枠の中に移動します。

所謂、厨子と墓石が一体となることにより、参拝が可能になるということでもあります。

なお、経営主体である宗教法人からその募集、販売を受託し、使用者の募集代行業務を行うため、堂内陵墓使用契約が締結され、契約者からの入金があった時点で手数料売上を計上しております。

建設資金は、経営主体である宗教法人等が借入によって賄う場合、若しくは当社がその債務の保証を行う場合もあります。

第一号「本郷陵苑(東京都文京区)」、第二号「かごしま陵苑(鹿児島市谷山)」、第三号「関内陵苑(横浜市中区)」、第四号「覚王山陵苑(名古屋市千種区)」、第五号「両国陵苑(東京都墨田区)」が完売後、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の販売を行っております。

赤坂一ツ木陵苑においては、デジタルサイネージ機能「家系樹」を実装しており、家系図、故人の情報を含むパネル式情報端末を作成しタッチパネルによる閲覧機能を兼ね備えています。

また、すでに完成している納骨堂に関する永代使用权の独占販売代理権を取得し、販売する場合があります。第一号である「茗荷谷陸苑 緑の園」においては、経営主体である宗教法人の400年以上の伝統と現代のスタイルを融合させております。

最大の特徴は、消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えたお墓の形態(お墓・本堂・斎場・会食室・庫裏等、火葬場以外の全てを網羅する施設)であると共に、主要な駅から徒歩圏内という利便性であります。

(2) 葬祭事業

2000年6月に本格稼働した葬祭事業は、生花祭壇葬を得意とする葬儀社として消費者に認知を図って参りました。

葬儀社主導による旧来のお仕着せな葬儀ではなく、後悔のない自分らしいお見送りをしたいというご葬家が近年増加傾向にあります。

当社は、こうした流れに対応すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図ると共に、春夏秋冬に発行する会報の配布や終活セミナー並びに様々なイベント等を開催し、さくら・あおい倶楽部会員を中心とした潜在顧客を受注に繋げる施策を継続して行っております。

それに加え、会員に対して葬儀等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指しております。

具体的な取り組みとして、核家族化の進行や配偶者との離別、婚姻率の低下等によりひとり暮らしの高齢者は年々増加しており、「頼れる(または頼りたい)身内がおらず、自分が亡くなった時、誰に頼めば良いか分からない。」、「伴侶に先立たれ、子供もいないので今後のことが心配。」等のご相談が近年特に増えていることから、頼れる方が身近にいない高齢者が必要とする生活の様々なサポートの手配や死亡時の葬儀や葬儀後の手続きを提供する「ニチリョク安心パック」を提供しております。

また、葬儀社がご遺体を病院等から斎場又は業者の安置施設に搬送し、業者主導で施行する形態を変革することを目的に、一般葬、家族葬施設を併設した当社独自のブランド「ラストル」を神奈川県横浜市の西区、鶴見区にて展開しております。

これは、昨今の葬儀に対する消費者ニーズである「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を基本理念とした施設です。ご遺体を斎場等にお運びする前に、ご遺族のみで何時でも枕飾り等が用意された個室でご遺体と対面することができます。

4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) バリュートップ・ファンド 投資事業有限責任組合	東京都港区	－	有価証券の取得等	被所有 40.4	役員の兼任等…無し
株式会社アリストゴラ・ アドバイザーズ	東京都港区	64	投資ファンドの運営	被所有 40.4	役員の兼任等…有

(注) 1. バリュートップ・ファンド投資事業有限責任組合は、株式貸借契約に基づく貸株取引を行っていましたが、同契約において議決権行使に関する指図権が貸出者である同組合に留保されていました。このため、貸株の対象となっている株式についても実質的な議決権を保有しているものとし、かかる貸株の対象となっている株式を含めた議決権の被所有割合を記載しております。なお、貸株の対象となっていた株式を除いた場合の議決権の被所有割合は34.6%です。

2. 株式会社アリストゴラ・アドバイザーズは、バリュートップ・ファンド投資事業有限責任組合及びその無限責任組合員であるため、当社株式を合算対象として40.4%を所有しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、終活に関連するあらゆるサービスを提供する「総合シニアライフサポート企業」として事業を展開してまいりました。

今後はこの基盤を活かし、終活支援を起点として多様なサービスを統合する「終活プラットフォーム」としての事業モデルへの進化を図ってまいります。顧客の終活から供養、葬儀に至るまでの一連のニーズに対し、継続的かつ包括的な価値提供を行うことで、長期的な顧客関係の構築と新たな収益機会の創出を目指してまいります。

また、中期経営計画に基づき、従来の資産・負債圧縮を中心とした「守り」の経営から、成長に向けた投資及び施策を強化する「攻め」の経営へと転換を図ります。営業力の強化、外部連携の活用及びコスト構造の最適化を通じて、高付加価値化と効率化を両立した収益性の高い事業構造を構築し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2)経営戦略等

当社が属するメモリアル市場（葬祭、供養、終活支援等のライフエンディング関連サービスを含む市場）においては、少子高齢化の進展に加え、単身高齢者の増加や家族関係の変化等を背景に、従来の「家族単位」を前提とした供養・葬儀ニーズから、「個人単位」での終活ニーズへと大きく変化しております。特に、60歳代から70歳代を中心とした単身世帯や、親族との関係が希薄化したいわゆる「おひとりさま」の層においては、自身の将来や死後の手続き、供養の在り方に対する不安が顕在化しており、終活に関する包括的な支援ニーズが拡大しております。

このような経営環境の中で、当社は従来、「総合シニアライフサポート企業」として、お墓事業及び葬祭事業を中心に終活関連サービスの提供を行ってまいりました。

今後は、この事業基盤を活かしつつ、終活に関する多様なサービスを一体的に結び付ける「終活プラットフォーム」としての事業モデルへの進化を図り、顧客のライフエンディングに関する一連の課題に対して、ワンストップで継続的に価値提供を行う体制を構築してまいります。

具体的な経営戦略は、以下のとおりであります。

① 終活支援を起点としたプラットフォーム型ビジネスの構築

当社は、終活支援サービスを起点として、顧客との継続的な関係構築を図るプラットフォーム型ビジネスへの転換を推進してまいります。

終活相談、セミナー、会員組織等を通じて早期に顧客接点を確立し、将来に対する不安や課題を顕在化させるとともに、その解決手段として、墓じまいや供養方法の見直し、生前の葬儀準備等を含めた各種サービスを段階的に提供してまいります。

これにより、従来の発生対応型の単発ビジネスから、顧客の意思決定プロセス全体に関与する継続型ビジネスへの転換を図ってまいります。

② 墓じまいニーズの取り込みと納骨堂事業の連動強化

単身高齢者の増加や地方墓の維持困難化を背景に、既存のお墓を整理する「墓じまい」ニーズは拡大しております。

当社は、終活支援の中で顕在化するこれらのニーズに対応するため、墓じまいのサポートを入口とし、その受け皿として都市型納骨堂や樹木葬等への移行提案を一体的に行う体制を強化してまいります。

特に納骨堂事業については、アクセス性や管理負担の軽減等の観点から、おひとりさま層との親和性が高いサービスであると認識しており、終活支援からの導線を明確化することで、安定的な需要の取り込みと収益基盤の強化を図ってまいります。

③ お墓事業・葬祭事業のプラットフォーム中核機能化

お墓事業及び葬祭事業については、引き続き当社の収益基盤を担う中核事業として位置付けつつ、終活プラットフォームを構成する中核サービスとして再定義してまいります。

お墓事業においては、樹木葬、境内墓地、納骨堂等の多様な供養形態を取り揃えるとともに、墓じまいや改葬といった前後のサービスを含めたトータル提案を強化してまいります。

葬祭事業においては、事前相談や生前契約を軸とした顧客接点の前倒しを進め、「後悔のない葬儀式」の提供とともに、価格競争に依存しない付加価値型のビジネスモデルへの転換を図ってまいります。

④ 「おひとりさま」層を中心とした顧客戦略の強化

当社は、60歳代から70歳代を中心とした単身高齢者や、親族との関係が希薄な「おひとりさま」層を主要ターゲットとして位置付けております。

当該層においては、「墓の継承」「葬儀の執行」「死後手続き」等を自ら準備する必要性が高く、終活支援から供養、葬儀に至るまでの一体的なサポートに対するニーズが強いという特徴があります。

当社は、「ニチリョク安心パック」等のサービスを通じてこれらのニーズに対応するとともに、会員制度や継続的な情報提供により顧客との接点を維持し、長期的な関係構築を図ってまいります。

⑤ マーケティング戦略の転換と収益モデルの再構築

当社は、従来の広告依存型の集客構造から、終活セミナーや会員制度等を活用した顧客接点の多層化へと転換を図ってまいります。

これにより、「終活支援 → 墓じまい → 納骨堂 → 葬儀」という一連の顧客導線を構築し、顧客のライフステージに応じたサービス提供を行うことで、従来の単発収益型から継続的かつ複合的な収益モデルへの進化を実現してまいります。

⑥ コスト構造改革

広告費の最適化や小規模会館へのシフト等により固定費及び販管費の削減を進め、収益性の高い筋肉質なコスト構造の構築を図ります。これにより売上規模に左右されにくい安定的な収益基盤を確立してまいります。

⑦ 営業力の強化とデータ活用

顧客データの一元管理及び分析を通じて、資料請求から契約に至るまでの営業プロセスの高度化を図り、顧客生涯価値の最大化を推進します。

⑧ 外部連携戦略の推進

外部企業や寺院等との提携を通じて送客や商品補完を強化し、成長速度の加速及び収益機会の拡大を図ります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高、営業利益、当期純利益及び株主利益重視の観点から、収益の拡大に伴ったEPS（1株当たり当期純利益）であります。

また、終活プラットフォームとしての事業モデルの進展に伴い、会員数、顧客接点数及び各サービスへの送客状況等についても重要な指標として継続的にモニタリングしてまいります。

(4) 経営環境

メモリアル市場においては、少子高齢化の進展及び単身高齢者の増加に伴い、終活支援、供養、葬祭を含むライフエンディングサービス全体の需要が拡大しております。

中でも、終活サービスに対する関心は高まっており、身元保証や死後手続き等の包括的な支援ニーズが拡大しております。

一方で、お墓事業においては供養形態の多様化が進む中、一般墓の需要は減少傾向にあり、低価格帯サービスの拡大により競争環境は厳しさを増しております。

葬祭事業においても、家族葬等の小規模化の進展及びインターネットを通じた価格競争の激化により、平均単価は低下傾向にあります。

このような環境のもと、当社は顧客の終活から葬儀に至るまでの一連のニーズを捉えた統合的なサービス提供と、継続的な顧客関係の構築が重要であると認識しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、これまで総合シニアライフサポート企業として、お墓事業及び葬祭事業を中心に事業を展開してまいりました。

今後は、「終活プラットフォーム」としての事業モデルへの進化を図る中で、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

① 終活支援を起点とした顧客基盤の構築

当社が今後持続的な成長を実現するためには、終活支援サービスを起点とした顧客接点の拡大と、会員組織を基盤とした継続的な関係構築が不可欠であります。

特に、単身高齢者や「おひとりさま」層に対して、終活相談やセミナー等を通じて早期に接点を確立し、墓じま

い、納骨堂、葬儀といった各サービスへの導線を構築することが重要であると認識しております。

そのため、「さくら倶楽部」及び「あおい倶楽部」の新規会員獲得の強化に加え、終活支援サービスの拡充と顧客との継続的なコミュニケーションの強化に取り組んでまいります。

② 納骨堂事業の収益力強化と差入保証金の管理

納骨堂事業は、当社の中長期的な収益基盤の中核を担う重要な事業である一方で、宗教法人との契約に基づき差入保証金を伴うビジネスモデルであることから、資金効率及び収益性の観点で重要な課題を有しております。

当該差入保証金は、販売進捗に応じて長期間にわたり回収される性質を有しており、販売状況によっては回収期間の長期化が財務面に影響を及ぼす可能性があります。

このため、販売戦略の見直し及び集客力の強化により納骨堂の販売拡大を図るとともに、差入保証金の適切な評価及び回収管理を通じて、資産効率の向上と財務リスクの低減に努めてまいります。また、当社は、収益構造の多様化及び資産効率の向上を図る観点から、差入保証金を前提としない事業モデルの検討・導入も進めております。

当事業年度末日後の2026年5月25日には、自動搬送式納骨堂「緑の園（東京都文京区）」の事業を譲り受けており、当該事業は差入保証金を伴わないビジネスモデルであることから、従来の納骨堂事業とは異なる収益構造を有しております。

今後は、当該事業の運営状況を踏まえつつ、既存の納骨堂事業との最適な事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

③ お墓事業・葬祭事業の収益性改善

お墓事業においては、墓じまいや改葬ニーズの拡大を踏まえたサービス提供の強化とともに、樹木葬や納骨堂等の多様な供養形態への対応を進め、収益性の向上を図ってまいります。

葬祭事業においては、価格競争の激化に対応するため、高付加価値サービスの提供を通じて顧客満足度の向上を図り、施行単価の維持・向上を目指してまいります。また、生前相談や会員施策の強化により受注件数の安定的な確保にも取り組んでまいります。

④ 財務基盤の安定化

当社は、納骨堂事業における差入保証金の増加や過去の債務保証の履行等により、手元流動性資金に影響を受けております。

このため、営業キャッシュ・フローの改善を最優先課題とし、納骨堂の販売拡大を中心とした収益力の強化に加え、保有資産の適切なポートフォリオ管理を通じた資産効率の向上及び金融機関との連携強化により、財務基盤の安定化を図ってまいります。

⑤ 成長戦略の実行

コスト削減、営業力強化及び外部連携強化の三つの重点施策を着実に実行し、早期の収益改善及び中長期的な成長の実現を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、社会と事業の持続的な発展に向け、「人」「環境」「社会」の3つを主要なテーマに掲げ、サステナビリティに関する諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ戦略の立案、推進を行っております。

サステナビリティ委員会で検討したリスクの抽出や社会課題については、コンプライアンス委員会と連携・協議し、重要な意思決定事項については、取締役会で更なる審議を行うと同時に決議を行います。

また、サステナビリティ委員会は、戦略の進捗や事業のリスク及び成長機会について、適宜取締役会に報告する体制を整備しております。

(2) 戦略

「人」が、会社にとって最大の資産であるとの考えのもと、多様な人材が集い、社員一人ひとりが持つ無限の可能性を引き出すことにより生まれた大きな活力を、組織として最大限に活かす人的資本経営を推進して参ります。

当社は、働きやすい職場づくりの一環として創業時よりフレックスタイム制度を導入しており、柔軟な働き方を推進しております。

「環境」の維持に努めるために、業務上のプラスチックごみの削減、ペーパーレス化を推し進めると共に、霊園開発を通じた環境の整備と緑化により、花に囲まれた豊かな暮らしを守ります。

「社会」において、豊かなシニアライフを創出することが広い世代の幸せに繋がるとの考えから、供養を通じた心の安寧支援と共に、「終活」がより良く生きるための活動であるとの考えのもと、充実した終活セミナー等を通して質の良い暮らしの提供に努めることに加え、供養の場におけるバリアフリー化をより積極的に推進して参ります。

(3) リスク管理

「人」については、人材の流動性が高まる中、採用の競争力が低下し計画通りの人材獲得が進まなくなることや離職による総合力低下がリスクであると認識し、人材が前向きに活躍しやすい環境を整えることで、当該リスクの低減に努めております。

「環境」及び「社会」を含むその他のリスクについては、サステナビリティ委員会において定期的にモニタリングを実施し、経営への影響が特に大きく対応の強化が必要なリスクはコーポレートリスクとして選定し、取締役会で審議を行うと同時に決議を行い、会社全体で対応しております。

(4) 指標及び目標

当社は、これまでも効率的な業務運営体制の構築に向けた各業務プロセスの抜本的な見直しを適宜進めており、業務及び経費削減の効果は表れてきております。

今後も、当社に点在する業務の集約化を推進すると同時にDX化を図り、筋肉質な収益構造への変革を進めて参ります。

このような取組みを持続的に発展させることを目的として、多様な人材が活躍出来るダイバーシティ及びインクルージョンの実現を推し進めて参ります。

また、当社では、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績(当事業年度)
女性管理職(*1)比率	2030年3月までに30%	—
女性マネジメント職(*2)比率	2030年3月までに35%	29%
女性社員比率	2030年3月までに45%	43%
男性社員の育児休業取得率	2030年3月までに80%	—

(*1)管理職は、当社における執行役員及び部長職位者の合計

(*2)マネジメント職は、当社における課長及び係長職位者の合計

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、過去の業績動向や財務状況の影響により、手元流動性に関する懸念が認識されております。

当該状況に対して、当社は資本増強の実施、有利子負債の返済（債務保証先に係るものを含む）による財務負担の軽減、並びに収益構造の見直し等の各種施策を進めております。

当事業年度においては、これらの施策の実行により財務基盤の改善が進展するとともに、事業の正常化及び収益基盤の再構築に向けた取組みが進んでおります。一方で、営業キャッシュ・フローの状況については引き続き注視が必要な状況にあります。

また、当社は、当該状況を解消又は改善するため、以下の対応施策を実施しております。

① コスト構造の変革

当社は、広告宣伝費を中心とした販売関連費用の見直し及び固定費の最適化を進めており、費用対効果を重視したコストコントロールを徹底しております。これにより、損益分岐点の引下げ及び収益性の改善を図っております。

② 営業キャッシュ・フローの創出

当社は、終活支援事業を基軸とした事業展開を推進しており、顧客のライフステージに応じたサービス提供を通じて、継続的な収益機会の創出を図っております。

具体的には、都市型納骨堂事業を中心とした収益性の高い商品の販売強化に加え、会員制度や各種サービスの拡充、自社販売体制の強化及びマーケティング施策の見直しを進めております。

これらの取組みにより、安定的な受注獲得と営業キャッシュ・フローの創出基盤の構築を図っております。

③ 財務基盤の強化

当社は、手元流動性の確保及び自己資本の充実を目的として、当事業年度において資本政策を実行するとともに、進捗期においても増資を実施しております。これにより、短期的な資金繰りの安定化及び財務基盤の強化を図っております。

④ 有利子負債の圧縮による財務負担の軽減

当社は、当事業年度において、有利子負債の返済（債務保証先に係るものを含む）を進め、約785百万円の返済を実施しております。これにより、金利負担を含む財務負担の軽減が進展し、今後の資金繰りに係る不確実性の低減を図っております。

⑤ 収益構造の見直し及び収益基盤の再構築

当社は、都市型納骨堂事業を含む収益性の高い事業の販売強化並びにマーケティング施策の見直しを進めております。具体的には、費用対効果を重視した集客施策への転換、自社販売体制の強化及び商品・サービスの提供体制の見直しを通じて、収益構造の改善を図っております。

⑥ 資金繰り管理及び経営管理体制の強化

当社は、月次での資金繰り管理を徹底するとともに、営業、開発及び経営管理の各部門が連携し、事業計画の進捗管理及び採算管理の精度向上に取り組んでおります。これにより、収益改善施策の実効性を高めるとともに、必要な手元流動性の維持に努めております。

以上の施策のうち、資本政策の実行及び有利子負債の返済については当事業年度において既に実施済みであり、また、収益構造の見直し及び資金繰り管理の強化についても継続して実行しております。これらの施策により、財務基盤の改善及び収益基盤の再構築は進展しており、今後の事業計画に基づく資金繰りについても対応可能と見込んでおります。

これらの状況を踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(1) 事業構造の転換について

当社は、終活支援サービスを基軸とした新たな事業モデルへの転換を進めております。当該転換は、既存事業の枠を超えた成長機会の獲得を目的とするものでありますが、新規事業の収益化や事業間シナジーの創出が計画どおりに進まな

い場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金調達及び資本政策について

当社は、成長投資及び財務基盤の強化を目的として、第三者割当による資金調達を実施しております。当該資金調達は、一定の資金確保に寄与する一方で、株式価値の希薄化や、資本市場の環境変化により計画どおりの資金調達が行えない可能性があります。

(3) 減損について

当社は、事業用固定資産及び各種投資資産を保有しており、事業環境の変化や収益性の見直し等に伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに影響が生じた場合には、減損損失を認識する必要が生じる可能性があります。

当事業年度においては、直近の業績動向等を踏まえ一部の資産について収益性の見直しを行った結果、減損損失を計上しております。

今後も、事業構造の転換や新規投資の実行に伴い、当初想定した収益が確保できない場合には、追加的な減損損失が発生する可能性があります。

これらの減損損失は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 開発資金の回収及び債務保証等について

宗教法人等が霊園や納骨堂を開発する際、通常5億～50億円の資金が必要となり、当社がその一部について一時的な資金負担をする場合や債務保証等を行うことがあります。

霊園や納骨堂の販売完了には規模によるものの、通常5年～20年程度を要し、宗教法人等との契約内容により販売が計画通りに進捗しない場合は、保証金を差し入れることになり資金負担が発生します。

当該差入保証金は霊園や納骨堂の販売に伴って回収されるものの、その回収は長期に亘ることになります。

また、経済環境の変動により金融機関の融資姿勢が変化することや、霊園や納骨堂の販売が芳しくない場合、債務保証の履行を余儀なくされ、当社の資金繰りを圧迫するリスクがあります。

一方、納骨堂は、現状において計画通りの販売基数には到達していないものの、霊園も含め、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む広告宣伝活動等営業施策の強化を図ることにより受注件数を伸ばし、当該リスクに対処して参ります。

(5) M&A及び投資実行について

当社は、中長期的な成長戦略の一環として、納骨堂開発、事業譲受及びM&Aを推進しております。これらに伴い、投資回収には一定の期間を要する場合があります。また、計画どおりに販売又は事業シナジーが実現しない場合には、投資資金の回収に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、一部の取引においては、関係先に対する資金的関与や信用補完を伴う場合があります。当該関与に係るリスクが顕在化した場合には、当社の財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債の管理について

当社は、有利子負債の圧縮及び財務健全性の向上に取り組んでおりますが、今後の事業環境や資金調達状況によっては、財務負担が当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制及び許認可について

当社の霊園及び納骨堂事業は、墓地埋葬等に関する法律、建築基準法並びに各地方自治体の条例等の法的規制の適用を受けております。これらの規制の下で、開発及び運営にあたっては許認可を取得する必要があるため、その取得には一定の期間を要します。

また、法令改正や行政解釈の変更、許認可手続の長期化、地域住民による反対等の要因により、開発計画の遅延又は変更を余儀なくされる可能性があります。

さらに、近年においては都市部における供養形態の多様化や納骨堂需要の拡大に伴い、行政対応及び地域調整の重要性が高まっており、これらへの対応状況によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合環境について

当社の各事業は競争環境にあり、サービス内容や価格競争の激化等により、事業競争力が低下した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 為替変動について

当社が取り扱う石材は主に輸入に依存しているため、為替相場の変動は売上原価に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 少子高齢化について

少子高齢化の進展に伴い、高齢者を対象とした市場の拡大が見込まれる一方、顧客ニーズの多様化や競争環境の変化への対応が遅れた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 資金調達について

当社は、現在及び将来に亘って必要な営業活動及び有利子負債の返済等に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関等からの借入や社債の発行等により調達しております。

金融市場の変化やその他の要因により、金融機関が貸付枠や信用供与枠額等の条件を変更した場合や当社の財政状態が悪化し格付機関が信用格付を大幅に引き下げた場合、若しくは経済不況により投資家の意欲が減退した場合等には、当社が必要な資金を必要な時期に適切と考える条件で調達出来ず、資金調達が制限されると共に調達コストが増加する可能性があります。

また、シンジケートローン契約に係る財務制限条項があり、通常事項及び特記事項に示す状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

一方、業績の向上と同時に資金管理を的確に行うと同時に、機動的且つ効率的に使用することに加え、有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進め財務基盤の改善に繋げることにより、効果的な資金調達を実現することが可能となります。

(12) 金利の変動について

当社は、有利子負債や金融債権を保有しており、それらの金利の変動は、支払利息や受取利息、金融資産や負債の価値に影響し、当社の業績及び財務状況が悪化する可能性があります。

一方、長期金融や有利子負債のポートフォリオマネジメントを適切に行うことにより、支払利息の削減や受取利息の増加、金融資産の拡大に繋げることが可能となります。

(13) 情報管理について

当社は、お客様からお預かりしている個人情報やその他企業の機密情報を受け取ることがあり、これらの情報が不正又は過失により外部に流出する可能性があります。

また、当社の営業機密が不正又は過失により流出する可能性もあり、その結果、当社の信用、業績及び財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

一方、情報管理の徹底について厳しく役職員に指導することは勿論のこと、コンピュータシステムのセキュリティ強化、教育体制の構築、業務の改善に繋げて参ります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響を受け個人消費に慎重さが見られる状況が続いたものの、雇用環境の改善やインバウンド需要の回復などもあり、全体としては大きな悪化には至りませんでした。一方で、原材料価格や物流費の動向に加え、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感もあり、引き続き慎重な経営判断が求められる状況が続いております。

このような状況のもと、当社は主力であるお墓事業並びに葬祭事業において、件数の拡大と付加価値の増大に努めてまいりました。また、当社は、2021年3月期から営業体制の強化や財務基盤の強化を進めてまいりました。具体的には、負債の圧縮やコスト削減を進めることで財務基盤を強化するとともに、営業体制の強化や外部連携の推進により、持続的な収益拡大を目指しております。また『第二の創業期』との位置づけのもと、次の三つの重点施策(1. コスト削減、2. 営業力の強化、3. 外部連携強化)を実施してまいります。ライフコンサルティングからお墓、葬祭までを一貫して提供できるビジネスモデルの再構築に取り組んでおります。

当事業年度における当社の経営成績は、売上高17億2千5百万円(前年同期比22.9%減)、営業損失4億2千万円(前年同期は営業損失1億1百万円)となり、減収減益の結果となりました。

また、当事業年度における経常損益は、経常損失6億8千9百万円(前年同期は経常損失2億9千4百万円)となり、営業損失の拡大等により損失幅は拡大いたしました。また、当期純損益は、当期純損失1億3千3百万円(前年同期は当期純損失4億1千8百万円)となり、前期と比較して損失は縮小しております。主な要因は、葬祭事業の一部門である葬儀会館「ラステル新横浜」の事業譲渡益(10億6千2百万円)によるものであります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

お墓事業

a. 屋外墓地

お墓事業につきましては、屋外墓地において販売可能な霊園在庫の減少により販売機会が制約され、成約件数が減少いたしました。

本来、新規霊園の開発により販売可能基数を拡大することで売上成長は可能であると認識しておりますが、霊園開発に際しては寺院に対する差入保証金及び建設協力金等の資金負担が生じることから、現時点においては資金余力の観点で新規開発には一定の制約が存在しております。

また、従来は霊園販売権の確保を前提とした販売モデルにより事業拡大を図ってまいりましたが、近年は複数事業者による共同販売が一般化しており、従来型の販売手法のみでは成長を実現することが困難な事業環境となっております。更に、外部提携による集客施策については、想定していた送客数に至らず、販売への寄与は限定的となりました。当該施策については収益貢献の見通しは不透明な状況にあります。このような状況から、当事業年度の売上高は減少いたしました。

売上高は、5億5千5百万円(前年同期比18.7%減)となりました。

b. 納骨堂

納骨堂につきましては、広告宣伝費の見直しにより集客効率の改善を図ったものの、その過程において来苑者数が減少し、成約件数の減少につながりました。

一方で、2026年5月に取得した茗荷谷所在の納骨堂「緑の園」は約6,500基の販売可能区画を有しており、今後の納骨堂事業における重要な販売基盤と認識しております。

当該物件により従来の在庫制約は一定程度解消される見込みであり、立地特性を活かした販売体制の構築及びマーケティング施策の強化により収益への貢献を図ってまいります。

当事業年度の売上高は、1億4千4百万円(同8.9%減)となりました。

葬祭事業

葬祭事業につきましては、当社が所有していた大型葬祭会館「ラステル新横浜」を売却したことに伴う減収影響があったほか、直葬の増加及び同業他社との価格競争の激化により、施行単価及び件数の双方が減少いたしました。

なお、当該売却は財務基盤の改善及び資産効率向上を目的としたものであり、短期的には減収要因となるものの、収益構造の見直しを進める契機と認識しております。

当事業年度の売上高は、10億2千5百万円(同26.5%減)となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、有形固定資産の売却による収入等があったものの、長期借入金返済による支出及び差入保証金の純増による支出等の要因により、前事業年度末に比べ1億4千6百万円増加し、当事業年度末には2億5千3百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、4億5千3百万円(前年同期は1億1千3百万円の使用)となりました。

これは主に、営業収支による使用3億9千1百万円及び利息の支払5千3百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、12億3千1百万円（前年同期比707.8%増）となりました。

これは主に、事業譲渡による収入15億円、保険積立金の解約による収入3千3百万円、差入保証金の純増による支出1億7千5百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、6億3千2百万円（前年同期比194.2%増）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出6億5千万円、短期借入金の純減による支出1億2千万円等によるものであります。

③財政状態の状況

当事業年度における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(資産)

当事業年度末における流動資産は、5千6百万円増加し、5億9千2百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金1億4千6百万円、完成工事未収入金3百万円の増加及び売掛金2千万円の減少等によるものであります。

当事業年度末における固定資産は、7億7千2百万円減少し、44億7千6百万円となりました。その主な要因は、差入保証金2億2千1百万円、関係会社株式3千万円の増加、土地6億7千3百万円、建物(純額)1億1千万円の減少等によるものであります。

この結果、総資産は、50億7千6百万円となり、前事業年度末に比べ7億1千1百万円減少いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、3億6千2百万円減少し、19億8百万円となりました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金3億2千9百万円、預り金8百万円、短期借入金1億2千万円、未成工事受入金4千2百万円、買掛金2千8百万円及び賞与引当金2千7百万円の減少等によるものであります。

当事業年度末における固定負債は、3億6千6百万円減少し、2億5千2百万円となりました。その主な要因は、長期借入金3億1千8百万円及び退職給付引当金2千7百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、21億6千1百万円となり、前事業年度末に比べ7億2千8百万円減少いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、1千7百万円増加し、29億1千5百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金1億3千3百万円の減少等によるものであります。

この結果、自己資本比率は57.4%(前事業年度末は50.0%)となりました。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
お墓事業（屋外墓地）（千円）	524,985	75.5
葬祭事業（千円）	1,025,421	73.4
合計	1,550,407	74.1

（注）金額は販売価格によっております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比 (%)	受注残高（千円）	前年同期比 (%)
お墓事業（屋外墓地）	472,718	67.2	86,582	53.5
お墓事業（納骨堂）	151,088	93.4	3,500	72.9
葬祭事業	1,025,421	73.4	-	-
合計	1,649,228	72.9	90,083	54.1

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
お墓事業（屋外墓地）（千円）	555,769	81.23
お墓事業（納骨堂）（千円）（注）1.	144,316	91.02
葬祭事業（千円）	1,025,421	73.42
合計	1,725,508	77.05

（注）1. お墓事業（納骨堂）は、販売に関わる受取手数料等であります。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額（千円）	割合 (%)	金額（千円）	割合 (%)
宗教法人興安寺	108,308	4.8	83,801	4.8
宗教法人威徳寺	46,778	2.0	51,350	2.9

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

a. 売上高

売上高は17億2千5百万円（前年同期比22.9%減）となりました。
当事業年度における売上減少の主因は、成約件数の減少によるものであります。
その背景には、事業ごとに以下の構造的要因が存在しております。

お墓事業においては、霊園在庫の減少による供給制約に加え、新規開発に係る資金負担の制約があり、販売機会の拡大が十分に図れませんでした。また、市場環境の変化により従来型の販売手法の有効性が低下しております。
加えて、墓じまい（改葬）や一般墓販売に係る外部提携施策についても、想定していた送客数に至らず、販売への寄与は限定的となりました。

納骨堂においては、広告施策の見直しに伴う来苑者数の減少により、成約件数が減少いたしました。

葬祭事業においては、大型葬祭会館の売却による一時的な減収影響に加え、直葬の増加及び価格競争の激化により、件数及び施行単価が低下いたしました。

b. 売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費及び営業利益

売上高の減少に伴い利益確保が困難となり、営業損失は4億2千万円（前年同期は営業損失1億1百万円）となりました。
主に売上減少に加えて固定費負担の影響により損失が拡大しております。

c. 営業外損益及び経常利益

営業損失の拡大等により、経常損失は6億8千9百万円（前年同期は経常損失2億9千4百万円）となりました。

d. 特別損益

特別損益については、大型葬祭会館の売却に伴う事業譲渡益を特別利益として計上しております。

当該事業譲渡益は、10億6千2百万円であります。

当該特別利益は、資産効率の向上及び財務基盤の改善を目的とした施策によるものであり、当事業年度の当期純損失の縮小に寄与しております。

なお、当該利益は一過性の要因によるものであり、継続的な収益力の改善に向けては、本業における営業力の強化及び収益構造の改善が重要であると認識しております。

e. 法人税等

法人税等は、9千8百万円となりました。

当社は、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、当該資産の計上を行っておらず、税効果会計による影響は限定的となっております。

f. 当期純利益

当期純損失は1億3千3百万円（前年同期は当期純損失4億1千8百万円）となりました。

前期比で損失は縮小しておりますが、引き続き収益構造の改善が課題と認識しております。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

分析・検討した結果、当社における最重要課題は、営業キャッシュ・フローの改善であると認識しております。

当事業年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローは4億5千3百万円の支出となっており、主に営業損失の計上及び利息の支払等によるものであります。

一方で、投資活動によるキャッシュ・フローは12億3千1百万円の収入となっており、主に事業譲渡による収入15億円によるものであります。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは6億3千2百万円の支出となっており、主に長期借入金の返済によるものであります。

これらの結果、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は2億5千3百万円となりました。

当社は、投資活動による一時的な資金確保は達成されているものの、本業におけるキャッシュ創出力が十分ではない状況と認識しております。

特に、営業活動によるキャッシュ・フローが継続的にマイナスとなっている点については、収益構造上の重要な課題であると認識しております。

今後は、

終活支援事業を起点とした顧客接点の拡大
納骨堂事業における販売拡大

葬祭事業における受注件数の増加
コスト構造の最適化

を通じて、営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

また、資本の財源については、営業活動により得られるキャッシュ・フローを基盤とします。資金の流動性については、手元流動性の確保を最優先課題とし、投資案件の選別及び資産効率の向上により、安定的な資金繰りの確保を図ってまいります。

③ 資金の流動性及び財務戦略

当社は、営業キャッシュ・フローの改善を最優先課題と認識しております。

今後は投資案件の選別を徹底しつつ、資金効率の改善を図ってまいります。

④ 重要な会計上の見積り

当社の財務諸表の作成に当たって用いた重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、差入保証金の評価に関する会計上の見積りについては、過年度において見積りの前提条件の見直しを実施しており、当事業年度の財務諸表にもその影響が反映されております。

当社としては、当該差入保証金の回収期間及び関連する販売進捗については、継続的にモニタリングを行ってまいります。

5 【重要な契約等】

当社は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第81号。以下、「改正府令」という。）の第3条第4号に従い、改正府令にて新たに開示が求められている「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び「ローン契約に付される財務上の特約」について、改正府令の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約については、記載を省略しております。

当社は、下記のとおり墓地墓石の販売、施工に当たり、霊園経営者である宗教法人等と霊園の開発、販売に関する業務提携契約を締結しております。

相手先	霊園名	契約内容	有効期間
宗教法人西福寺	多摩聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人雲泉寺	白岡霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人新雲泉寺	白岡霊園第3期	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人大松院	浦和霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人阿弥陀寺	市川聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人高明寺	横浜聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	霊園販売終了の時
宗教法人泉福寺	高島平霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人崇泉寺	エターナルガーデン東山	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	霊園墓地第1期分の販売終了の時
宗教法人日宝寺	法浄霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施行、霊園管理	2010年2月1日から 2020年1月31日まで 以後協議の上延長
宗教法人大生寺	八千代悠久の郷霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施行	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人智遍寺	フォーシーズンメモリアル新座	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人興安寺	高島平浄苑	墓地の募集及び墓石の販売・施工、霊園管理	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人浄願寺	横浜三保浄苑	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人清瀧院	櫻乃丘聖地霊園	墓地の募集及び墓石の販売・施工	墓地使用者建墓工事終了日
宗教法人威徳寺	赤坂一ツ木陵苑	堂内陵墓の募集代行及び護持会費徴収・施設管理	堂内陵墓販売終了の時
宗教法人興安寺	大須陵苑	堂内陵墓の募集代行及び護持会費徴収・施設管理	堂内陵墓販売終了の時

（その他の重要な契約）

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、葬祭事業の「ラステル新横浜」に関する事業を株式会社金宝堂へ譲渡することについて決議し、同日付に事業譲渡契約を締結いたしました。これに基づき、2025年9月30日付で事業譲渡を実施いたしました。

詳細は第5【経理の状況】1【財務諸表】[注記事項]（企業結合等関係）に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は、50百万円であります。その主な内容は、葬祭事業への設備投資額37百万円となっております。

なお、当事業年度において、神奈川県横浜市港北区の土地・建物を売却し事業譲渡益10億6千2百万円を特別利益として計上すると共に、東京都西多摩郡、神奈川県横浜市旭区、及び埼玉県さいたま市他の土地・建物等を減損処理し、減損損失3億6千8百万円を特別損失として計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（単位：千円）					従業員数（名）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	その他	合計	
本社（東京都中央区）	その他	統括業務施設	8,764	0	-	3,660	12,424	26(13)
日の出工場 （東京都西多摩郡日の出町）	お墓事業	生産設備	3,635	0	83,854 (2,710.28)	0	87,489	0(3)
セレハウス谷原 （東京都練馬区）	葬祭事業	販売設備	58,684	-	83,820 (329.74)	0	142,504	-
ラステル久保山 （神奈川県横浜市西区）	葬祭事業	販売設備	81,176	0	125,060 (711.16)	0	206,236	2(4)
ラステル鶴見 （神奈川県横浜市鶴見区）	葬祭事業	販売設備	37,868	-	-	2,458	40,326	1(0)
高島平会館 （東京都板橋区）	葬祭事業	販売設備	63,896	-	99,376 (676.57)	0	163,272	5(1)
霊園管理事務所3件 （埼玉県熊谷市他）	お墓事業	霊園管理設備	122	-	12,412 (867.60)	0	12,535	0(3)
その他								
（神奈川県横浜市旭区）	お墓事業	その他設備	0	-	47,628 (1,302.53)	-	47,628	
（京都府京都市伏見区）	お墓事業	その他設備	36	-	27,269 (2,776.69)	-	27,305	

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2．「事業所名」のその他は、以下のとおりであります。

神奈川県横浜市旭区分は宗教法人高明寺に賃貸しており、京都府京都市伏見区分は事業用地として先行取得したものであります。

3．本社、支店及び霊園管理事務所の建物は賃借しております。

4．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な改修

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

②発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2026年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,393,505	18,461,405	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	17,393,505	18,461,405	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

2025年4月15日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ニチリョク第3回新株予約権を発行しました。

＜株式会社ニチリョク第3回新株予約権の概要＞

新株予約権の総数	23,971個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,397,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の振込金額	新株予約権1個当たり44円
新株予約権の払込期日	2025年5月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株式につき146円
新株予約権の行使期間	2025年5月2日から2027年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部の行使はできない。
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 20,376個 MAP246 Segregated Portfolio 3,595個

(注) 上記株式会社ニチリョク第3回新株予約権は、2026年5月7日に23,971個の全てを取得し、取得後直ちに消却しました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年4月1日 (注) 1	10,264,004	12,830,005	—	1,650,450	—	1,301,690
2021年7月1日～ 2022年3月31日 (注) 2	1,883,000	14,713,005	140,406	1,790,856	140,406	1,442,096
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注) 2	997,000	15,710,005	56,699	1,847,556	56,699	1,498,796
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注) 2	320,000	16,030,005	18,198	1,865,754	18,198	1,516,994
2025年5月1日 (注) 3	1,363,500	17,393,505	74,992	1,940,747	74,992	1,591,987

(注) 1. 株式分割 (1 : 5) によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当

発行価額 110.0円

資本組入額 55.0円

割当先 株式会社フレシード、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund及びMAP246 Segregated Portfolio

4. 2026年5月7日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,067千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ54,996千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	21	33	22	26	4,592	4,695	－
所有株式数 (単元)	－	41	12,679	1,386	14,289	330	145,159	173,884	5,105
所有株式数の割合（％）	－	0.02	7.29	0.79	8.21	0.18	83.48	100	－

（注）自己株式9,665株は、「個人その他」に96単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
バリューアップ・ファンド 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	6,023	34.65
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANC IAL CENTRE 2 KING ED WARD STREET LONDON U NITED KINGDOM (中央区日本橋1丁目4-1)	1,000	5.75
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	405	2.33
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目2-1	301	1.74
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	190	1.10
BNP PARIBAS, TAIPEI BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証 券株式会社)	4/F, 52 MIN SHENG EAS T ROAD, SEC 4, TAIPEI 105, TAIWAN, R. O. C. (東京都千代田区丸の内1-9-1)	184	1.06
ニチリョク役員持株会	東京都中央区八重洲1-7-20	182	1.05
北口 敏文	静岡県磐田市	173	1.00
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	123	0.71
三瀧 末雄	東京都世田谷区	119	0.69
計	—	8,703	50.07

（注）発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

①発行済株式

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 9,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,378,800	173,788	—
単元未満株式	普通株式 5,105	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	17,393,505	—	—
総株主の議決権	—	173,788	—

②自己株式等

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ニチリョク	東京都中央区八重 洲一丁目7番20号	9,600	—	9,600	0.05
計	—	9,600	—	9,600	0.05

(注) 上記のほか、単元未満株式65株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	9,665	—	9,665	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、手元流動性の確保と財務体質の改善並びに売上高拡大に向けた投資や積極的なプロモーション活動等の事業資金確保が最優先であると判断し、誠に遺憾ながら期末配当は見送らせていただきました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令遵守、経営効率性の向上、顧客対応の向上等による事業活動を通じた企業価値の最大化を目指し、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼されると共に、長期的且つ積極的な利益還元を継続するため、当社業務の適正性を確保する体制の構築並びに維持を主な課題として事業活動を展開していく方針であります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会、経営会議の各機関があります。

取締役会は、社外取締役4名を含む9名（篠田丈、代表取締役社長渡邊将志、服部聡昌、尾上正幸、白石哲、古内耕太郎、勝又夕紀、藪田晃彰、三宅哲夫）で構成されており、毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催しており、重要事項は全て審議し決議すると共に、取締役の業務執行の監督を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名（常勤監査役宮下利明、野口和弘、砂田有史）で構成されており、毎月1回開催されております。

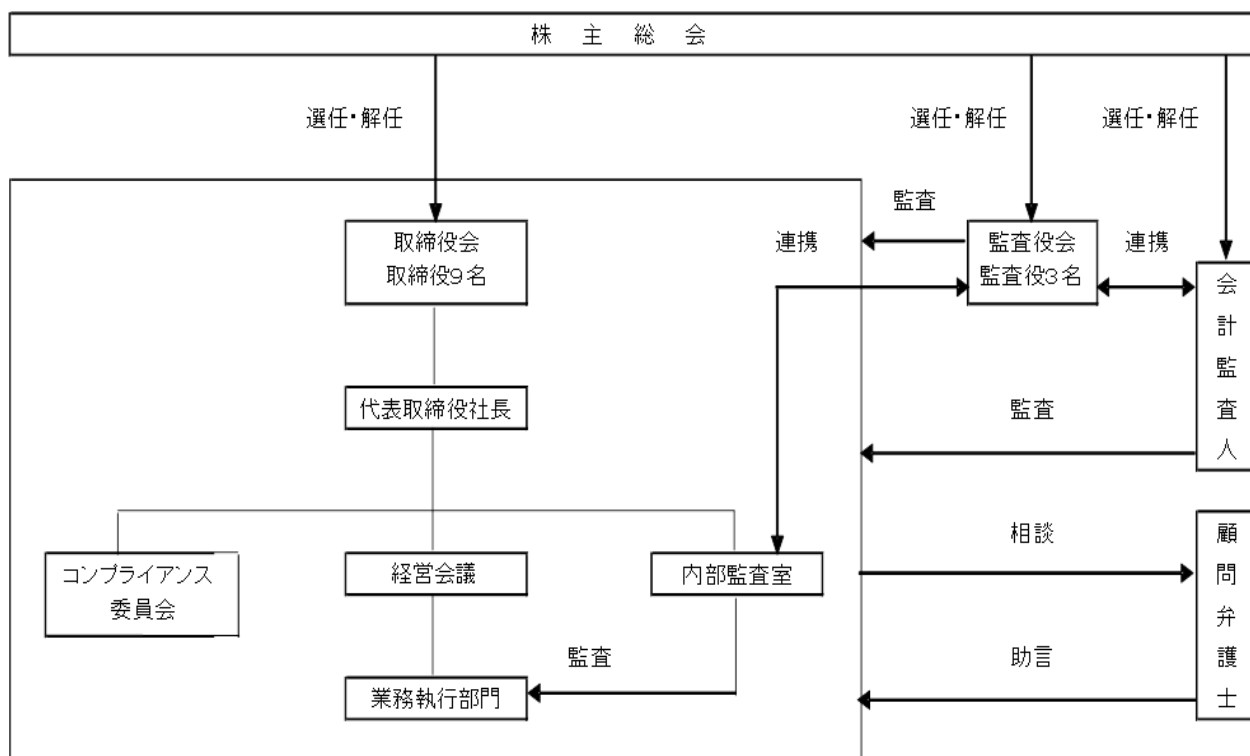
また、監査役は毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

経営会議は、取締役、監査役、執行役員及び各部長により構成されており、的確な経営判断と業務執行の意思統一のため毎月1回開催し、取締役会の決議事項、その他重要事項について実務的な観点から十分な議論と事前審議を行っております。

取締役9名中4名は社外取締役、監査役3名中2名は社外監査役であり、毎回取締役会に出席し、客観的立場から取締役の業務執行を監視する体制となっております。

これにより、経営の監視、監査体制が機能するため、現状の体制を採用しております。

会社の機関、内部統制の関係は、以下の図式のとおりとなります。



③取締役会の活動状況

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項を決議すると共に報告を受ける他、取締役会規程に基づき、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により決定を委任された事項等の決議、サステナビリティ関連の検討等であります。

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
篠田 丈	21回	21回
渡邊 将志	21回	21回
服部 聡昌	13回	13回
尾上 正幸	21回	20回
三浦 理砂	21回	21回
古内耕太郎	21回	20回
勝又 夕紀	21回	20回
藪田 晃彰	13回	13回
三宅 哲夫	13回	13回

(注) 取締役服部聡昌、藪田晃彰氏及び三宅哲夫氏は、2025年7月31日開催の第59期定時株主総会継続会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数及び出席回数が他の取締役と異なります。

④企業統治に関するその他の事項

○内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備の状況につきましては、リスク管理規程、危機管理規程、ホットライン規程（社内通報制度）、内部情報管理、内部者取引規制規程及び内部監査規程を制定し、運用を行っております。

その他法令順守等に関しては、顧問弁護士等の専門家に相談し、助言を受けております。

○リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備及びコンプライアンス機能の強化を図るため、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長が委員長のコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、各部署に関わるリスク管理の運用とコンプライアンスの取組みを統括し、取締役への周知徹底や社員への教育等を行っております。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、ホットライン規定を定め、適切な運用を行っております。

その他不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

○責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

○役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

○取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

○取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

○自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

○取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを目的とするものです。

○中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項により、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

○株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

○株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	篠田 丈	1961年8月1日生	1985年4月 株式会社小松製作所入社 1989年5月 日興証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 1998年12月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 エクイティファイナンス・アジア 本部長 2000年9月 アイエヌジー・ベアリング証券会社 入社 エクイティファイナンス・アジアオ セアニア本部長 2003年3月 T & R 有限会社(現株式会社T & R ホールディングス)代表取締役就任 (現任) 2003年6月 B N P バリバ証券株式会社入社 株式・派生商品本部長 2007年4月 株式会社アリスタゴラ(現株式会社 アリスタゴラ・アドバイザーズ) 取締役就任 2011年3月 同社代表取締役会長就任(現任) 2013年9月 株式会社アリスタゴラ・フィナンシ ャル・サービス取締役就任 2014年10月 株式会社Noah's Planning社外取締役 就任 2014年10月 株式会社メディネット社外取締役 就任(現任) 2016年1月 株式会社アリスタゴラ・フィナンシ ャル・サービス会長就任 2017年8月 アリスタゴラ・インターナショナル Pte.Ltd.(シンガポール法人) 取締役会長就任 2018年1月 同社取締役就任(現任) 2018年11月 アリスタゴラ・アセットマネジメン トPte.Ltd.(シンガポール法人) 取締役就任(現任) 2020年1月 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人)取締役就任(現任) 2020年12月 当社取締役就任 2022年6月 当社取締役会長就任(現任) 2025年6月 当社取締役会長営業本部長就任	(注) 3	59,018
代表取締役社長 営業サポート本部長	渡邊 将志	1971年1月21日生	1994年4月 日興証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 2001年2月 松井証券株式会社入社 2004年3月 同社社長室広報I R担当部長 2007年4月 同社事業開発部長 2009年6月 同社取締役就任 2014年10月 渡邊将志オフィス株式会社設立代表 取締役社長就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任 2022年3月 株式会社エプロ社外取締役就任 2023年4月 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント 研究科(MB A)兼任講師(現任) 2025年7月 当社代表取締役社長営業サポート本 部長就任(現任) 2025年11月 ニチリョクライフケア株式会社代表 取締役(現任) 2026年2月 株式会社京橋アートレジデンス社外 取締役(現任)	(注) 3	42,278

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 経営統括本部長	服部 聡昌	1963年 8 月29日生	2002年 9 月 株式会社ニッセン入社 2005年 4 月 同社戦略財務グループ 決算チームリーダー 2007年 3 月 監査法人M&G入社シニアマネージャー 2008年 2 月 株式会社シーアイアソシエイツ 代表取締役 2009年 3 月 ベイデザイン株式会社 (現株式会社メタップスペイメント) (出向) 2015年11月 日本管理センター株式会社 (現株式会社JPMC) 入社 同社財務部長 2016年 1 月 同社グループCFO執行役員財務部長 2018年 1 月 同社取締役グループCFO執行役員 財務部長 2018年 3 月 同社取締役グループCFO上席執行役 員ファイナンス&アドミニストレー ション本部長 2019年 1 月 株式会社JPMCファイナンス取締役 2024年 3 月 当社取締役経営統括本部長就任 (現任) 2025年 7 月	(注) 3	2,489
取締役	尾上 正幸	1959年 8 月18日生	1978年 4 月 株式会社東邦チタニウム入社 1994年 4 月 株式会社東京葬祭入社 2010年 4 月 公益財団法人神奈川県動物愛護協会 理事就任(現任) 2017年 7 月 株式会社東京葬祭取締役就任 2021年 6 月 当社入社 2021年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 マーケティング本部長兼開発部長 就任 2021年 9 月 当社常務取締役兼常務執行役員 マーケティング本部長兼葬祭事業 本部長兼開発部長就任 2022年 6 月 当社常務取締役マーケティング本部 長兼葬祭事業本部長就任 2023年 8 月 当社常務取締役マーケティング本部 長兼葬祭事業本部長兼法人営業部長 兼葬祭 3 部長就任 2024年 6 月 当社常務取締役マーケティング本部 長兼葬祭事業本部長兼葬祭 3 部長 就任 2024年 7 月 当社常務取締役営業サポート本部長 2024年12月 当社常務取締役営業サポート本部長 兼経営統括本部長就任 2025年 6 月 当社取締役(現任) 2026年 3 月 株式会社クリーンソリューションズ 代表取締役就任(現任)	(注) 3	29,497
取締役	白石 哲	1965年 9 月 9 日生	1987年 4 月 株式会社日本旅行入社 1996年10月 ボーダフォン株式会社(旧J-フォン 株式会社) 入社 2006年 4 月 光通信株式会社 営業企画部 統括 部長就任 2009年 4 月 株式会社エポック・ジャパン取締役 就任 2016年 4 月 SOUセレモニー株式会社取締役就任 2022年10月 株式会社SOUシニアケア代表取締役 社長就任 2025年11月 当社営業本部長就任 2026年 6 月 当社取締役営業本部長就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	古内 耕太郎	1963年10月13日生	1987年4月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現アフラック生命保険株式会社) 入社 2004年2月 A I G株式会社入社 顧客戦略本部マーケティングマネー ジャー 2005年3月 燦ホールディングス株式会社取締役 就任 2009年4月 同社代表取締役社長就任(株式会社 公益社代表取締役社長兼務) 2016年8月 株式会社ボビーズ 副社長執行役員兼C O O 2017年7月 フコク物産株式会社取締役就任 2018年4月 同社取締役副社長就任 2019年4月 学校法人茂来学園監事就任(現任) 2019年6月 経営デザイン・Partners株式会社 設立代表取締役社長就任(現任) 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2022年6月 株式会社C E O キッズアカデミー 取締役就任(現任) 2022年12月 株式会社花田工務店社外取締役就任 (現任) 2025年10月 株式会社メディネット常勤社外監査 役就任(現任)	(注) 3	29,497
取締役	勝又 夕紀	1953年11月5日生	1988年7月 有限会社ボア企画代表取締役社長 就任 1990年8月 有限会社ボアミュージック取締役 就任 2000年11月 有限会社O f f i c e 9 代表取締役 社長就任(現任) 2016年10月 有限会社ボアミュージック代表取締 役社長就任(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	戴田 晃彰	1972年9月22日生	2002年12月 株式会社くろしおエクスプレス 取締役(現任) 2005年2月 日光水産株式会社代表取締役会長 (現任) 2012年1月 静岡エネルギー株式会社代表取締役 社長(現任) 2012年1月 株式会社日本シーサプライ取締役 (現任) 2012年3月 マリングロース株式会社代表取締役 社長(現任) 2012年3月 フード株式会社取締役会長(現任) 2012年6月 日光マリン株式会社代表取締役会長 (現任) 2016年5月 御前崎船主事業協同組合代表理事 2017年8月 太信水産株式会社監査役(現任) 2018年6月 JFI株式会社代表取締役社長(現任) 2019年2月 住吉漁業株式会社取締役会長 2019年2月 南洋水産株式会社取締役会長 2025年7月 当社取締役就任(現任) 2026年1月 ReYuu Japan株式会社 社外取締役 就任(現任)	(注) 3	-
取締役	三宅 哲夫	1962年7月12日生	1985年4月 日興証券株式会社(現・S M B C 日 興証券株式会社)入社 1999年2月 日興ソロモンスミスバーニー証券株 式会社(現・シティグループ証券株 式会社)入社 2000年1月 東海インターナショナル証券株式会 社(現・三菱U F J モルガン・スタ ンレー証券株式会社)入社 2003年5月 キャピタルマーケットコミュニケー ションズ株式会社取締役就任 2007年4月 株式会社アリスタゴラ(現・株式会 社アリスタゴラ・アドバイザーズ) 設立 取締役就任(現任) 2025年7月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	宮下 利明	1953年1月19日生	1976年4月 オールドパー株式会社入社 1999年6月 当社入社 2013年4月 当社執行役員サービス推進本部 葬祭事業部長 2016年6月 当社取締役兼上席執行役員 サービス推進本部葬祭事業部長就任 2019年4月 当社取締役兼上席執行役員 サービス推進本部堂内陵墓事業部長 就任 2020年4月 当社取締役兼上席執行役員 社長室長就任 2020年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 3	11,784
監査役	野口 和弘	1957年6月6日生	1985年9月 監査法人中央会計事務所入所 1989年3月 公認会計士登録 2000年7月 中央青山監査法人パートナー 2007年7月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 シニアパートナー 2019年7月 野口和弘公認会計士事務所設立 (現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任) 2021年6月 ネットワンシステムズ株式会社 社外監査役就任 2022年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 3	5,880
監査役	砂田 有史	1977年4月8日生	2005年6月 弁護士登録 2013年6月 グリー株式会社(現グリーホールデ インクス株式会社)入社 2015年9月 株式会社地域経済活性化支援機構 入社 2016年3月 株式会社メイコー社外監査役就任 2016年12月 株式会社I-ne社外監査役就任 2018年6月 東洋刃物株式会社社外取締役 (監査等委員)就任 2019年3月 株式会社ブイキューブ社外監査役 就任 2021年4月 マラトンキャピタルパートナーズ株 式会社パートナー就任 2021年12月 マラトンキャピタルパートナーズ株 式会社取締役就任(現任) 2023年9月 フューチャーベンチャーキャピタル 株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ 株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2025年7月 当社監査役就任(現任)	(注) 3	-
計					180,443

- (注) 1. 取締役古内耕太郎、勝又夕紀、藪田晃彰及び三宅哲夫は社外取締役であります。
2. 監査役野口和弘及び砂田有史は社外監査役であります。
3. 当社は、2026年6月29日開催の定時株主総会において、2026年8月1日付で監査等委員会設置会社に移行することが承認されたため、全役員の任期は、2026年7月31日までとなります。
4. 所有株式数は、ニチリョク役員持株会における本人の持分を含めております。なお、ニチリョク役員持株会による2026年6月1日以降の株式取得に伴う本人の持分は含めておりません。
5. 2026年6月29日開催の定時株主総会において、2026年8月1日付で監査等委員会設置会社に移行後の役員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に篠田丈氏、渡邊将志氏、三宅哲夫氏及び白石哲氏、監査等委員である取締役に、古内耕太郎氏、藪田晃彰氏、野口和弘氏及び砂田有史氏が選任されました。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名、社外補欠監査役は1名であります。

社外取締役には主に当社の経営に対して有益な監督、助言を行う役割を期待し、社外監査役には主に当社の経営監視機能を果たす役割を期待しております。

社外取締役古内耕太郎氏は、葬祭業界最大手の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に葬祭事業の運営に対して専門的な観点から有益な助言や指摘を行うと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、株式会社CEOキッズアカデミーの取締役、株式会社花田工務店の社外取締役及び学校法人茂来学園の監事を兼務しており、各兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役勝又タ紀氏は、雑誌等の企画プロデュースや文化人マネジメント分野において経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に当社事業のマーケティングについて専門的な観点から有益な助言や指摘を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役薮田晃彰氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、当該知見を活かして経営全般について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等を行うと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督を行っております。

同氏は企業経営者であります、当該企業と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、御前崎船主事業協同組合理事、住吉漁業株式会社取締役相談役及び南洋水産株式会社取締役相談役を兼務しており、各兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外取締役三宅哲夫氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、当社の持続的成長に向け、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督を行っております。

同氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの取締役であります。

当社は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが無限責任組合員として組成するバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合との間に資本提携契約を締結しており、同社は当社の親会社であります。

社外監査役野口和弘氏は、公認会計士として、会計分野の豊かな経験と高度な専門知識から、主に当社の監査体制の強化や指摘を行っております。

同氏は公認会計士事務所の所長であります、当該公認会計士事務所と当社の間において特別な利害関係はありません。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、ネットワンシステムズ株式会社の社外取締役を兼務しており、同兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

また、同氏は、会計専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役砂田有史氏は、弁護士として、主に法的面において当社のコンプライアンス維持に係る助言や提言を行っております。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、マラトンキャピタルパートナーズ株式会社取締役及びAIフュージョンキャピタルグループ株式会社社外取締役を兼務しており、同兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

社外補欠監査役鈴木邦彦氏は、各部門において専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の補欠社外監査役としてその職務を適切に遂行しております。

なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、その他利害関係はございませんが、同氏は、株式会社サイヒューズ社外取締役、株式会社セルフファイバ社外監査役及び株式会社メディネットエグゼクティブフェローを兼務しており、同兼職先と当社の間において特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確な定めはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない様、東京証券取引所の「独立性に関する判断基準」等も参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は、内部監査につきましては、会社における不祥事等のリスクを未然に防止するため、社長直轄の内部監査室を設置しており、1名で構成されております。

業務全般の妥当性や有効性、法令遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた助言、勧告を行っております。

社外取締役は4名、監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

監査役と会計監査人は、必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名計3名で構成されており、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

監査役と会計監査人は、必要に応じ情報交換や意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、常勤監査役宮下利明は、1999年6月に入社後、2016年6月から取締役として葬祭事業部長や堂内陵墓事業部長等を歴任しており、当社業務フローに精通しております。

また、社外監査役野口和弘は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役砂田有史は、弁護士資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回(原則月1回)開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
宮下 利明	13回	13回
野口 和弘	13回	12回
武田 和大	4回	3回
砂田 有史	9回	9回

(注) 1. 武田和大氏は、2025年7月31日開催の第59期定時株主総会継続会終結をもって退任しております。

2. 砂田有史氏は、2025年7月31日開催の第59期定時株主総会継続会において、新たに選任され就任しております。

監査役会における具体的な検討内容として、各法令に定める財務諸表等が法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうか、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無、内部統制システムの妥当性、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについての検証、会計監査人の選任、解任及び不再任の決定、サステナビリティ関連の検討等が挙げられます。

また、常勤監査役の活動として、代表取締役と定期的な意見交換会を開催しており、加えて内部監査室と連携し、適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の執行を図っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、会社における不祥事等のリスクを未然に防止するため、社長直轄の内部監査室を設置しており、2名で構成されております。業務全般の妥当性や有効性、法令遵守状況等について内部監査を実施し、監査役会や会計監査人とも連携し、問題の有無の調査、業務改善に向けた助言、勧告を行っております。

また、業務上の不正、過誤による不測の事態の発生防止及び業務改善と経営効率向上を目的に、内部統制システムの整備、運用状況の評価を実施しております。

これらの監査及び評価を通して顕著化した問題については、被監査部署に対しその場で直接助言並びに勧告を行い、その後直ちに代表取締役社長、常勤監査役及び関連部署に監査結果の報告を行うと同時に、業務改善の推進、支援を依頼しております。

加えて、内部監査室は、内部監査の状況について取締役会及び監査役会へ直接報告を行うと共に、会計監査人と内部監査の実施状況について意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人ハイビスカス

b. 継続監査期間

5年

c. 業務を執行した公認会計士

堀 俊介

北村 ルミ子

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。当事業年度の会計監査業務に係る補助者の人数には、訂正財務諸表等に係る監査等に関与した補助者を含んでおります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人の選任、解任及び不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

○会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。

○当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。

○監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、様々な要因を含め当社を担当する監査チームの監査の状況を検討した結果、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,500	—	39,840	—

(注) 当事業年度における監査証明業務に基づく報酬には、過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等18,300千円を含んでおります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、妥当であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化及び株主の皆様との価値共有を狙いとして設定しており、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給するものとしております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役については、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会で年額150,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、2021年2月26日開催の取締役会において、中長期の企業価値向上を考慮し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等は、月例の基本報酬と、半期毎に業績等を考慮して決定する賞与で構成されております。

当該取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容（報酬付与の時期・条件を含む。以下同じ。）の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び社外取締役3名から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役については、業務執行から独立した立場であるため基本報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については、上記のとおり基本報酬のみを支給しております。1995年6月30日開催の第29期定時株主総会で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長営業サポート本部長渡邊将志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	89,627	63,900	-	25,727	7
監査役 (社外監査役を除く)	7,200	7,200	-	-	1
社外役員	20,936	18,425	-	2,511	8

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当事業年度末現在において、純投資目的である投資株式の保有は行わないこと、また、純投資目的以外の目的である投資株式については、当社の持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携等経営戦略の一環として、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有することを基本方針としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(1) 保有方針

保有方針としては、当社との協業によるデジタルトランスフォーメーション推進、業務効率化、業務提携の推進及び事業シナジーの創出並びに関係強化を目的として中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断した株式を保有しております。

(2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式	1	10,570
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	49,999	当社の葬祭事業における DXによる効率化を企図し た新規取得のため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の 合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、創業以来一環して人材が貴重な資産であるものと考え、人的資本への投資を続けてきました。経営の推進を支える源泉として、人的資本への戦略的投資を推進し、企業価値の向上を図っていきます。

(1) 人材戦略

当社は、「終活ビジネスにおける新たなプラットフォーム」として、これまで個別に展開されてきたお墓・葬祭といった既存事業に加え終活支援サービスを統合し、終活を基軸としたライフエンド領域全体のバリューチェーンを再構築することを目指しております。

これらの事業戦略を推進すべく、内部育成と外部採用を適切に組み合わせることで、必要な人材を計画的に確保します。

また、各事業領域に応じた専門的知識の習得に加え、環境分野への対応、DX推進、関連法令を含むコンプライアンス教育の充実を図ることで、従業員一人ひとりのスキル向上を支援しています。さらに、キャリア開発支援にも取り組み、変化に対応できる持続的な人材基盤の構築を推進します。

(2) 組織・職場環境

柔軟な働き方の拡大や部門間コミュニケーションの活性化に取り組み、従業員エンゲージメントの向上を図っていきます。加えて、健康経営の推進やダイバーシティの尊重により、多様な人材が安心して働き、その能力を最大限発揮できる職場環境の整備をより一層進めます。これらの取組を通じて、働きがいと生産性向上による新しい価値創造を目指し、持続的な企業価値の向上を実現していきます。

(3) 人事制度に関する基本方針

当社の人事制度は、役割・責任、業績への貢献度、能力発揮度を基本として考課しています。基本給については、資格等級に応じた賃率範囲を設定し、人事考課等に基づく昇給・昇格を通じて、成果や成長が処遇に適切に反映される仕組みとしています。また、賞与や各種手当についても、企業業績や個人の貢献度を反映することで、従業員のモチベーション向上と中長期的な人材定着を図っています。加えて、最低賃金改定への対応や社会的要請を踏まえた賃金水準の見直しを適切に行い、公正性・透明性を重視した給与制度運営に努めています。

(2)【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
80（45）	46.6	4.9	4,624	1.6

セグメントの名称	従業員数（人）
お墓事業（屋外墓地）	23（20）
お墓事業（納骨堂）	19（6）
葬祭事業	12（5）
報告セグメント計	54（31）
全社（共通）	26（14）
合計	80（45）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

4. 従業員数は、主にラステル新横浜を売却したことによる人員構成の変動等により、前年末と比べ21名減少して

おります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表を行っていないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人主催のセミナー等に参加して最新の会計基準等の情報を取得しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,064	253,258
完成工事未収入金	7,841	10,848
売掛金	79,109	59,066
永代使用権	139,420	130,427
未成工事支出金	100,601	80,706
原材料及び貯蔵品	47,426	31,320
前渡金	802	659
前払費用	19,195	12,077
立替金	6,117	2,258
その他	28,701	11,825
貸倒引当金	△89	△42
流動資産合計	536,192	592,405
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,452,083	790,463
減価償却累計額	△1,087,070	△536,023
建物（純額）	365,012	254,439
構築物	47,218	45,145
減価償却累計額	△44,163	△44,656
構築物（純額）	3,054	488
機械及び装置	14,135	13,796
減価償却累計額	△13,553	△13,796
機械及び装置（純額）	582	0
車両運搬具	27,457	19,960
減価償却累計額	△27,457	△19,960
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	129,640	120,285
減価償却累計額	△128,937	△114,166
工具、器具及び備品（純額）	702	6,118
土地	1,153,537	479,804
建設仮勘定	1,430	—
有形固定資産合計	1,524,319	740,851
無形固定資産		
ソフトウェア	10,744	5,964
無形固定資産合計	10,744	5,964

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	—	10,570
出資金	6,130	6,130
長期貸付金	23,377	22,627
差入保証金	4,883,769	5,105,675
長期未収入金	420,034	426,880
長期前払費用	5,572	3,095
保険積立金	29,491	1,273
関係会社株式	—	30,990
その他	71,528	65,176
貸倒引当金	△1,726,345	△1,942,666
投資その他の資産合計	3,713,560	3,729,754
固定資産合計	5,248,624	4,476,570
繰延資産		
開発費	3,000	1,500
新株予約権発行費	—	1,000
株式交付費	—	5,333
繰延資産合計	3,000	7,833
資産合計	5,787,816	5,076,810
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,717	32,034
短期借入金	538,204	417,741
1年内返済予定の長期借入金	1,320,063	990,481
未払金	61,103	146,192
未払費用	49,337	52,495
未払法人税等	21,943	120,086
未払消費税等	10,232	20,979
未成工事受入金	105,466	62,992
預り金	48,773	40,082
賞与引当金	52,731	25,350
リース債務	2,264	—
その他	—	299
流動負債合計	2,270,837	1,908,734
固定負債		
長期借入金	361,268	42,500
退職給付引当金	113,974	86,555
役員退職慰労引当金	66,428	64,576
その他	77,614	58,844
固定負債合計	619,285	252,476
負債合計	2,890,123	2,161,211

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,865,754	1,940,747
資本剰余金		
資本準備金	1,516,994	1,591,987
資本剰余金合計	1,516,994	1,591,987
利益剰余金		
利益準備金	96,139	96,139
その他利益剰余金		
別途積立金	1,260,000	1,260,000
繰越利益剰余金	△1,838,404	△1,971,538
利益剰余金合計	△482,265	△615,399
自己株式	△2,790	△2,790
株主資本合計	2,897,693	2,914,544
新株予約権	—	1,054
純資産合計	2,897,693	2,915,598
負債純資産合計	5,787,816	5,076,810

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
売上高	2,239,421	1,725,508
売上原価	682,441	548,575
売上総利益	1,556,980	1,176,933
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	286,019	170,256
支払手数料	93,666	186,099
役員報酬	79,876	89,525
給料及び手当	533,143	483,321
法定福利費	93,770	88,484
福利厚生費	5,759	2,025
賞与引当金繰入額	52,731	25,350
退職給付費用	10,625	22,768
役員退職慰労引当金繰入額	12,648	26,387
旅費及び交通費	44,594	40,446
交際費	3,463	1,978
通信費	38,248	27,544
消耗品費	16,801	16,714
賃借料	44,573	47,054
貸倒引当金繰入額	7,328	△46
減価償却費	67,645	45,708
その他	267,413	323,889
販売費及び一般管理費合計	1,658,310	1,597,510
営業損失 (△)	△101,329	△420,577
営業外収益		
受取利息	532	977
受取配当金	183	183
受取賃貸料	3,016	5,527
受取手数料	321	—
協賛金収入	2,423	—
受取販売奨励金	5,014	—
保険解約返戻金	13,654	5,845
未払配当金除斥益	165	—
その他	5,855	3,316
営業外収益合計	31,165	15,849
営業外費用		
支払利息	55,434	53,423
株式交付費償却	—	2,666
支払手数料	7,903	—
貸倒引当金繰入額	153,989	216,320
その他	7,168	12,366
営業外費用合計	224,497	284,777
経常損失 (△)	△294,660	△689,505

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
特別利益		
事業譲渡益	—	1,062,014
特別利益合計	—	1,062,014
特別損失		
固定資産売却損	※1 435	—
固定資産除却損	※2 0	—
霊園開発中止損	9,414	—
減損損失	※3 32,932	※3 368,122
投資有価証券評価損	—	39,428
特別損失合計	42,782	407,551
税引前当期純損失 (△)	△337,443	△35,041
法人税、住民税及び事業税	9,322	98,092
法人税等調整額	71,749	—
法人税等合計	81,072	98,092
当期純損失 (△)	△418,516	△133,134

売上原価明細書

		前事業年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日		当事業年度 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
I 永代使用权	※1	16,953	7.8	16,390	9.7
II 材料費		67,924	31.3	57,782	34.3
III 労務費		17,234	7.9	10,099	6.0
IV 外注費		97,683	45.0	72,535	43.0
V 経費		17,136	7.9	11,830	7.0
当期総工事費用		216,932	100.0	168,638	100.0
期首未成工事支出金		96,691		100,601	
合計		313,624		269,240	
期末未成工事支出金		100,601		80,706	
当期工事原価		213,022		188,534	
工事取扱手数料他	※2	37,578		21,433	
VI 葬祭事業原価		431,839		338,607	
売上原価		682,441		548,575	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であります。

（注）※１．主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日	当事業年度 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日
雑費（千円）	1,923	517
旅費交通費（千円）	3,220	1,766
減価償却費（千円）	493	575

※２．主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日	当事業年度 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日
商品仕入高（千円）	300,055	228,600
減価償却費（千円）	2,448	867

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1, 865, 754	1, 516, 994	1, 516, 994	96, 139	1, 260, 000	△1, 419, 888	△63, 749	△2, 790	3, 316, 209
当期変動額									
新株の発行									－
当期純損失（△）						△418, 516	△418, 516		△418, 516
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△418, 516	△418, 516	－	△418, 516
当期末残高	1, 865, 754	1, 516, 994	1, 516, 994	96, 139	1, 260, 000	△1, 838, 404	△482, 265	△2, 790	2, 897, 693

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△590	△590	—	3,315,618
当期変動額				
新株の発行				—
当期純損失（△）				△418,516
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	590	590		590
当期変動額合計	590	590	—	△417,925
当期末残高	—	—	—	2,897,693

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1, 865, 754	1, 516, 994	1, 516, 994	96, 139	1, 260, 000	△1, 838, 404	△482, 265	△2, 790	2, 897, 693
当期変動額									
新株の発行	74, 992	74, 992	74, 992						149, 985
当期純損失（△）						△133, 134	△133, 134		△133, 134
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	74, 992	74, 992	74, 992	－	－	△133, 134	△133, 134	－	16, 850
当期末残高	1, 940, 747	1, 591, 987	1, 591, 987	96, 139	1, 260, 000	△1, 971, 538	△615, 399	△2, 790	2, 914, 544

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	2,897,693
当期変動額		
新株の発行		149,985
当期純損失（△）		△133,134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,054	1,054
当期変動額合計	1,054	17,905
当期末残高	1,054	2,915,598

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	2,293,758	1,707,735
原材料又は商品の仕入れによる支出	△653,118	△541,566
人件費の支出	△882,432	△810,576
その他の営業支出	△825,736	△746,811
小計	△67,529	△391,218
利息及び配当金の受取額	235	531
利息の支払額	△54,995	△53,699
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	8,745	△9,309
営業活動によるキャッシュ・フロー	△113,543	△453,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,845	△50,964
有形固定資産の売却による収入	77,564	—
投資有価証券の取得による支出	—	△49,999
子会社株式の取得による支出	—	△30,990
貸付けによる支出	△1,000	—
貸付金の回収による収入	900	1,750
霊園開発協力金の支出	—	△330
霊園開発協力金の回収	4,801	5,771
差入保証金の差入による支出	△225,290	△222,918
差入保証金の回収による収入	144,261	47,740
保険積立金の解約による収入	176,972	33,660
事業譲渡による収入	—	1,500,000
その他	△20,865	△1,793
投資活動によるキャッシュ・フロー	152,498	1,231,926
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	71,250	17,000
短期借入金の返済による支出	△121,513	△137,462
長期借入金の返済による支出	△162,269	△650,850
株式の発行による収入	—	141,985
新株予約権の発行による収入	—	1,054
新株予約権の発行による支出	—	△1,500
その他	△2,264	△2,264
財務活動によるキャッシュ・フロー	△214,797	△632,037
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△175,842	146,193
現金及び現金同等物の期首残高	282,907	107,064
現金及び現金同等物の期末残高	107,064	253,258

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価の著しい下落が認められる場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 永代使用権、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 16～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 新株予約権発行費

3年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(3) 開発費

5年間で均等償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は顧客による全額入金を確認の上、商品(区画)を引き渡す時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(2) 葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(差入保証金の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
差入保証金(注)	4,843,371	5,065,471
貸倒引当金	△1,515,937	△1,722,245

(注) 敷金等の非営業保証金を控除しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当事業年度の(重要な会計方針)「7. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載したとおりであります。

② 主要な仮定

差入保証金は、販売基数の状況に応じて契約当初に予定していた回収期間の延長が見込まれる場合には回収長期化債権として分類し、個別に評価を行っております。

当該評価にあたっては、過去の販売実績に基づき将来の回収予定額及び回収期間を見積もるとともに、投資時の想定利率等を基礎として算定した割引率を用いて現在価値を算定しております。

回収長期化債権については、上記の仮定に基づき貸倒引当金を算定しております。

③ 翌事業年度の影響

当事業年度においては上記の仮定に基づき差入保証金の評価を行い、貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、差入保証金の評価には、景気動向や市場環境の変化、販売進捗の変動による回収期間のさらなる長期化、霊園運営主体の状況や契約条件の変更が回収スケジュールに与える影響などの不確実性が含まれております。

これらの変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. (リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

2. (後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

当社は、過年度において、差入保証金に関する会計上の見積りについて、一部霊園における販売実績の推移および回収見通し等を踏まえ、回収期間が当初想定より長期化する見込みとなったことから、当該見積りの前提条件の見直しを行っております。

当該見積りの変更に係る会計処理については、当事業年度の財務諸表に反映しており、当該見積りの変更による影響額は、当決算期の財務諸表に反映しております。

(財務制限条項)

(1) 東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高7億5千2百万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等及び返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債E B I T D A倍率＝(短期借入金＋1年以内返済予定の長期借入金＋1年内償還予定の社債＋長期借入金＋社債＋リース債務)÷(営業損益＋減価償却費)

(2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高3億2千4百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人又は保証人の破産・清算等及び返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	282,390千円	138,656千円
土地	905,956	393,288
計	1,188,347	531,945

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	500,000千円	367,553千円
1年内返済予定の長期借入金	648,899	479,949
長期借入金	263,173	—
計	1,412,073	847,502

2. 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に対する保証)	431,901千円	324,254千円
計	431,901	324,254

(損益計算書関係)

※ 1. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
土地	435千円	－千円
計	435	－

※ 2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
工具、器具及び備品	0	－
計	0	－

※ 3. 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
京都市伏見区	遊休資産	土地
東京都中央区	遊休資産	電話加入権

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(32,932千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、土地11,731千円、電話加入権21,201千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市	事業用資産	建物附属設備、構築物、土地
千葉県流山市	事業用資産	土地
東京都西多摩郡	事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、土地
埼玉県富士見市	事業用資産	構築物
東京都あきる野市	事業用資産	構築物、工具、器具及び備品、建設仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業用資産のうち、営業損益の赤字が連続している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(368,122千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、土地358,130千円、構築物2,072千円、工具、器具及び備品130千円、建設仮勘定6,038千円、機械及び装置1,109千円、建物附属設備538千円、建物101千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は固定資産税評価額を基に算定した金額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,030	—	—	16,030
合計	16,030	—	—	16,030
自己株式				
普通株式	9	—	—	9
合計	9	—	—	9

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,030	1,363	—	17,393
合計	16,030	1,363	—	17,393
自己株式				
普通株式	9	—	—	9
合計	9	—	—	9

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第3回新株予約権(注)	普通株式	—	2,397,100	—	2,397,100	1,054
合計		—	—	2,397,100	—	2,397,100	1,054

(注) 第3回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	107,064千円	253,258千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	—	—
現金及び現金同等物	107,064	253,258

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、葬祭事業における建物附属設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先や宗教法人等に対し長期貸付を行っております。差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差入れております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「重要な会計方針「8. ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金については、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日、回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは殆んど無いと認識しております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、資金担当者は、四半期毎にデリバティブ取引の有効性を示す資料を担当役員に対して報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期貸付金	23,377		
貸倒引当金(*2)	△7,825		
	15,551	15,551	—
(2) 差入保証金(*3)	4,843,371		
貸倒引当金(*2)	△1,515,937		
	3,327,433	3,259,721	△67,711
(3) 長期未収入金	420,034		
貸倒引当金(*2)	△197,699		
	222,335	222,335	—
資産計	3,565,319	3,497,608	△67,711
長期借入金(*4)	1,681,331	1,679,496	△1,835
負債計	1,681,331	1,679,496	△1,835

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「短期借入金」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(1,320,063千円)を含んでおります。

(*5)出資金(6,130千円)については、市場価格がないため、上記表に含めておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期貸付金	22,627		
貸倒引当金(*2)	△6,867		
	15,759	15,759	—
(2) 差入保証金(*3)	5,065,471		
貸倒引当金(*2)	△1,722,245		
	3,343,226	3,304,921	△38,305
(3) 長期未収入金	426,880		
貸倒引当金(*2)	△171,529		
	255,351	255,351	—
資産計	3,614,337	3,576,031	△38,305
長期借入金(*4)	1,032,981	1,034,152	1,171
負債計	1,032,981	1,034,152	1,171

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「短期借入金」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(990,481千円)を含んでおります。

(*5)非上場株式(10,570千円)及び出資金(6,130千円)については、市場価格がないため、上記表に含めておりません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	101,834	—	—	—
長期貸付金	900	3,600	16,875	2,002
差入保証金	111,297	278,556	684,656	3,768,859
長期未収入金	—	740	—	419,293
合計	214,031	282,897	701,532	4,190,156

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	250,760	—	—	—
長期貸付金	900	3,600	4,500	13,627
差入保証金	109,448	243,783	653,662	4,058,577
長期未収入金	—	1,989	—	424,891
合計	361,108	249,372	658,162	4,497,095

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	538,204	—	—	—	—	—
長期借入金	1,320,063	95,674	57,080	49,490	159,023	—
合計	1,858,267	95,674	57,080	49,490	159,023	—

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	417,741	—	—	—	—	—
長期借入金	990,481	17,000	12,750	12,750	—	—
合計	1,408,222	17,000	12,750	12,750	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	15,551	—	15,551
差入保証金	—	3,259,721	—	3,259,721
長期未収入金	—	222,335	—	222,335
資産計	—	3,497,608	—	3,497,608
長期借入金	—	1,679,496	—	1,679,496
負債計	—	1,679,496	—	1,679,496

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	15,759	—	15,759
差入保証金	—	3,304,921	—	3,304,921
長期未収入金	—	255,351	—	255,351
資産計	—	3,576,031	—	3,576,031
長期借入金	—	1,034,152	—	1,034,152
負債計	—	1,034,152	—	1,034,152

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2025年3月31日) 千円	当事業年度 (2026年3月31日) 千円
子会社株式	—	30,990

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 10,570千円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

有価証券について39,428千円(その他有価証券の株式)の減損処理を行っています。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価格が著しく下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	163,855千円	113,974千円
退職給付費用	10,625	22,768
退職給付の支払額	△60,507	△50,187
退職給付引当金の期末残高	113,974	86,555

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
退職給付に係る負債	113,974千円	86,555千円
貸借対照表に計上された退職給付引当金	113,974	86,555

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度10,625千円 当事業年度22,768千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,990千円	10,026千円
貸倒引当金	543,075	614,131
税務上の繰越欠損金(注)2	271,888	185,900
退職給付引当金	35,924	27,282
役員退職慰労引当金	20,938	20,354
貸倒損失	416	416
賞与引当金	16,621	7,990
減損損失	13,347	137,594
その他	114,680	125,676
繰延税金資産小計	1,020,882	1,129,373
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△271,888	△185,900
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△748,994	△943,473
評価性引当額小計(注)1	△1,020,882	△1,129,373
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1. 評価性引当額が108,491千円増加しております。この増加の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額を追加的に認識したことにより生じたものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	271,888	271,888
評価性引当額	—	—	—	—	—	△271,888	△271,888
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	185,900	185,900
評価性引当額	—	—	—	—	—	△185,900	△185,900
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要な事業譲渡

1. 事業譲渡の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社金宝堂

(2) 分離した事業の内容

当社の葬祭事業の一部門である葬儀会館「ラステル新横浜」の事業譲渡

(3) 事業分離を行った主な理由

当社と金宝堂は業務提携契約を締結するに至ったと同時に、当社の保有する葬祭会館である「ラステル新横浜」に関して金宝堂の神奈川並びに横浜市周辺の葬祭会館の新規開設意向と、当社の資本効率の向上を目的とした資産の選択的売却、財務健全性及び成長投資を図った資産ポートフォリオの見直しにおいて双方で戦略的な方向性が一致したことによるものであります。

(4) 事業分離日

2025年9月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 1,062百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産	426百万円
資産合計	426百万円

(3) 会計処理

移転したラステル新横浜事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

葬祭事業

4. 損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 155百万円

営業利益 21百万円

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	569,922	15,376	—	585,298
霊園管理費	49,962	39,992	—	89,954
募集手数料	8,077	96,821	—	104,898
納骨手数料	16,640	3,395	—	20,035
葬儀、法要	—	—	1,357,849	1,357,849
その他	39,563	2,961	38,859	81,384
顧客との契約から生じる収益	684,165	158,546	1,396,709	2,239,421
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	684,165	158,546	1,396,709	2,239,421

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	443,509	15,582	—	459,092
霊園管理費	33,103	36,623	—	69,727
募集手数料	33,466	72,363	—	105,829
納骨手数料	11,864	3,610	—	15,474
葬儀、法要	—	—	996,400	996,400
その他	33,825	16,137	29,021	78,984
顧客との契約から生じる収益	555,769	144,316	1,025,421	1,725,508
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	555,769	144,316	1,025,421	1,725,508

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は顧客による全額入金を確認の上、商品（区画）を引き渡す時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

②葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に

おいて存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	126,103千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	86,950千円
契約負債(期首残高)	102,469千円
契約負債(期末残高)	105,466千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	86,950千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	69,914千円
契約負債(期首残高)	105,466千円
契約負債(期末残高)	62,992千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「お墓事業（屋外墓地）」、「お墓事業（納骨堂）」及び「葬祭事業」の3つを報告セグメントとしております。

「お墓事業（屋外墓地）」は、屋外の墓地・墓石の募集販売、施工及び霊園管理業務を受託しております。

「お墓事業（納骨堂）」は、納骨堂の募集及び納骨堂管理業務を受託しております。

「葬祭事業」は、葬儀施行及び仏壇仏具販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益又は損失(△)は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	684,165	158,546	1,396,709	2,239,421	—	2,239,421
セグメント利益又は損失(△)	113,567	△56,793	488,352	545,127	△646,456	△101,329
その他の項目						
減価償却費	583	525	63,089	64,198	3,447	67,645

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△646,456千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、各報告セグメントへの配分を行っていないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	555,769	144,316	1,025,421	1,725,508	—	1,725,508
セグメント利益又は損失(△)	4,254	△62,959	138,782	80,076	△500,654	△420,577
その他の項目						
減価償却費	477	265	40,442	41,185	4,523	45,708

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△500,654千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、各報告セグメントへの配分を行っていないため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
宗教法人興安寺	108,308	お墓事業（納骨堂）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
宗教法人興安寺	83,801	お墓事業（納骨堂）

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	お墓事業 （屋外墓地）	お墓事業 （納骨堂）	葬祭事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	11,731	—	—	—	21,201	32,932

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	お墓事業 （屋外墓地）	お墓事業 （納骨堂）	葬祭事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	368,122	—	—	—	—	368,122

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

バリュエアップ・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	180.87円	167.71円
1株当たり当期純損失（△）	△26.12円	△7.76円

（注）1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失（△）（千円）	△418,516	△133,134
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△418,516	△133,134
普通株式の期中平均株式数（千株）	16,020	17,155

（重要な後発事象）

1. 第三者割当増資等

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権付社債並びに新株予約権（以下「本第三者割当」という。）の発行を決議し、2026年5月7日付で払込が完了しております。

本第三者割当の概要は以下のとおりであります。

（1）新株式の発行

払込期日：2026年5月7日

発行株式数：1,067,900株

発行価額：1株当たり103円

調達資金の額：約109百万円

割当先：Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio、BEMAP Master Fund Ltd.

（2）新株予約権付社債の発行

①第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

調達額：500百万円

払込期日：2026年5月7日

②第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

調達額：180百万円

払込期日：2026年5月7日

（3）新株予約権の発行

調達資金の額：最大1,763百万円

払込期日：2026年5月7日

本第三者割当により調達した資金は、納骨堂事業の取得、M&A資金、マーケティング投資等に充当する予定であります。

す。

2. 茗荷谷納骨堂に係る事業譲受

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、当社の子会社であるニチリョク納骨堂株式会社が、RSJ合同会社より納骨堂事業を譲り受けることを決議し、同日付で契約を締結いたしました。

(1) 譲受の内容

納骨堂「茗荷谷陵苑 林泉寺 縁の園」に係る永代使用権の独占販売代理権及び管理運用業務等

(2) 譲受価額

総額500百万円

(3) 取得する主な資産

- ・永代使用権の独占販売権
- ・関連営業権一式

(4) 譲受日

2026年5月25日

本件は都市型納骨堂需要の拡大を背景として、安定的なストック型収益の確保及び既存事業とのシナジー創出を目的とするものであります。

3. 事業譲渡による持株会社体制への移行

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、当社の事業を当社の完全子会社に譲渡し、純粹持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

(1) 内容

当社は、グループ経営管理事業等を除くすべての事業を、完全子会社であるニチリョクライフケア株式会社に譲渡いたします。

(2) 目的

- ・グループ戦略立案と事業執行機能の分離
- ・経営効率化及びガバナンス強化
- ・M&A等の成長戦略の機動的実行

(3) 主な日程

取締役会決議日：2026年5月26日

株主総会承認日：2026年6月29日（予定）

事業譲渡日：2026年8月1日（予定）

(4) その他

同日付で商号を「株式会社レガシアホールディングス」に変更予定であります。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,452,083	40,520	702,140 (640)	790,463	536,023	39,322	254,439
構築物	47,218	—	2,072 (2,072)	45,145	44,656	493	488
機械及び装置	14,135	770	1,109 (1,109)	13,796	13,796	244	0
車両運搬具	27,457	—	7,496	19,960	19,960	—	0
工具、器具及び備品	129,640	8,065	17,420 (130)	120,285	114,166	2,417	6,118
土地	1,153,537	—	673,732 (358,130)	479,804	—	—	479,804
建設仮勘定	1,430	44,759	46,189 (6,038)	—	—	—	—
有形固定資産合計	2,825,502	94,114	1,450,160 (368,122)	1,469,456	728,604	42,477	740,851
無形固定資産							
ソフトウェア	847,608	—	—	847,608	841,643	4,779	5,964
無形固定資産合計	847,608	—	—	847,608	841,643	4,779	5,964
長期前払費用	15,691	1,449	—	17,140	14,045	3,927	3,095
繰延資産							
開発費	7,500	—	—	7,500	6,000	1,500	1,500
新株予約権発行費	—	1,500	—	1,500	500	500	1,000
株式交付費	—	8,000	—	8,000	2,666	2,666	5,333
繰延資産合計	7,500	9,500	—	17,000	9,166	4,666	7,833

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	ラステル新横浜物件売却による減少	701,500
土地	ラステル新横浜土地売却による減少	315,601
	日の出工場土地減損による減少	197,065
	横浜聖地霊園土地減損による減少	100,192
	浦和霊園土地減損による減少	60,871

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	538,204	417,741	1.78	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,320,063	990,481	2.81	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,264	0	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	361,268	42,500	2.68	2027年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,221,800	1,450,722	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,000	12,750	12,750	—
リース債務	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,726,434	1,942,708	—	1,726,434	1,942,708
賞与引当金	52,731	25,350	52,731	—	25,350
役員退職慰労引当金	66,428	27,162	29,015	—	64,576

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替方式による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(1) 資産の部

A 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	2,497
預金の種類	
当座預金	22,080
普通預金	227,913
その他	766
計	250,760
合計	253,258

B 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
一般顧客	10,848
合計	10,848

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
7,841	526,024	523,018	10,848	97.9	6.4

（注）完成工事未収入金には、長期滞留債権を含んでおりません。なお、長期滞留債権を含めた場合の回収率及び滞留期間は、それぞれ97.3%、7.6日であります。

C 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
宗教法人威徳寺	8,808
宗教法人興安寺	14,606
宗教法人高明寺	100
一般顧客他	35,552
合計	59,066

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
79,109	363,273	383,316	59,066	86.6	69.4

（注）売掛金には、長期滞留債権を含んでおりません。なお、長期滞留債権を含めた場合の回収率及び滞留期間は、それぞれ90.2%、41.5日であります。

D 永代使用权

霊園名	所在地	金額（千円）
法浄霊園	大阪府八尾市	70,679
エターナルガーデン東山	京都府京都市	50,220
多摩聖地霊園	東京都西多摩郡	6,742
その他	—	2,785
合計		130,427

E 未成工事支出金

霊園名	金額（千円）
多摩聖地霊園	28,304
横浜聖地霊園	6,060
横浜三保浄苑	4,433
その他	41,909
合計	80,706

（注）当社が仕入れた若しくは在庫としている永代使用权は、墓地（永代使用权）の販売契約（受注）時に未成工事支出金に振替えております。なお、上記合計額のうち永代使用权分は6,552千円であります。

F 原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
石材	20,198
仏壇・仏具	0
葬儀用消耗品	4,701
広告宣伝物	2,543
副資材	2,894
その他	982
合計	31,320

G 差入保証金

区分	金額（千円）
営業保証金	5,065,471
その他	40,203
合計	5,105,675

H 長期未収入金

地域別	金額（千円）
関東地区	386,591
その他	40,289
合計	426,880

I 保険積立金

区分	金額（千円）
日本生命保険相互会社	1,273
合計	1,273

(2) 負債の部

買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社フレッシュド	9,464
株式会社ラトリー	2,638
株式会社いなば園	1,916
その他	18,016
合計	32,034

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	483,622	962,836	1,359,717	1,725,508
税引前中間(四半期)純利益又は 税引前当期(四半期)純損失(△)(千円)	△180,289	728,550	494,251	△35,041
中間(四半期)純利益又は 当期(四半期)純損失(△)(千円)	△182,620	598,939	385,259	△133,134
1株当たり中間(四半期)純利益又は 1株当たり当期(四半期)純損失(△)(円)	△11.08	35.37	22.55	△7.76

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)(円)	△11.08	44.98	△12.29	△29.83

(注) 第1四半期より第3四半期までの数値は、誤謬の訂正後の数値を記載しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																
定時株主総会	6月中																
基準日	3月31日																
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																
1単元の株式数	100株																
単元未満株式の買取り																	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.nichiryoku.co.jp																
株主に対する特典	株主優待 ○霊園購入に際しては墓石と工事代金の合計額から10%割引(一部の霊園を除く) ○納骨堂購入に際しては販売価格から3万円分のご優待 ○仏壇購入に際しては購入金額より10%割引 ○葬儀施行(首都圏、名古屋地域)についてはさくら倶楽部会員価格を適用 ○ラステルご安置料金1泊分無料(ご安置1泊 税別12,000円) 抽選式株主優待 1年に2回、毎年9月末日(上半期)及び3月末日(下半期)の当社株主名簿に記載または記録された当社株式100株以上を保有されている株主様のうち、当抽選にご応募頂いた方を対象に抽選を実施し、各20名を当選者として選出し、当選した株主様が以下の商品・サービスを契約又は購入した際に、50万円相当の商品券を贈呈いたします。 ○当社が施工する一般墓 ○当社が販売代行する納骨堂(赤坂一ツ木陵苑・大須陵苑) ○当社が施行する葬儀 ○当社が取り扱う終活関連商品(バック商品) ○当社が販売する仏壇 抽選の時期は、上半期は12月下旬、下半期は8月中旬を予定。 (抽選券付与率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th><th>抽選参加口数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株</td><td>1口</td></tr> <tr> <td>101株 ～ 200株</td><td>2口</td></tr> <tr> <td>201株 ～ 300株</td><td>3口</td></tr> <tr> <td>301株 ～ 400株</td><td>4口</td></tr> <tr> <td>401株 ～ 500株</td><td>5口</td></tr> <tr> <td>501株 ～ 900株</td><td>6口</td></tr> <tr> <td>901株以上</td><td>10口</td></tr> </tbody> </table>	保有株式数	抽選参加口数	100株	1口	101株 ～ 200株	2口	201株 ～ 300株	3口	301株 ～ 400株	4口	401株 ～ 500株	5口	501株 ～ 900株	6口	901株以上	10口
保有株式数	抽選参加口数																
100株	1口																
101株 ～ 200株	2口																
201株 ～ 300株	3口																
301株 ～ 400株	4口																
401株 ～ 500株	5口																
501株 ～ 900株	6口																
901株以上	10口																

(注) 1. 当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第59期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第60期半期) (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月17日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(第56期) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(第57期) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(7) 四半期報告書の訂正報告書及びレビュー報告書

(第58期) (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(8) 四半期報告書の訂正報告書及びレビュー報告書

(第58期) (自 2023年6月1日 至 2023年9月30日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(9) 四半期報告書の訂正報告書及びレビュー報告書

(第58期) (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(10) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(第58期) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(11) 半期報告書の訂正報告書及びレビュー報告書

(第59期) (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(12) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(第59期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

(13) 半期報告書の訂正報告書及びレビュー報告書

(第60期) (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2026年6月26日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月 25 日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 堀 俊介

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北村 ルミ子

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は、2026年4月16日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式の発行及び新株予約権の発行を決議し、2026年5月7日付で全額の払い込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表の作成に当たり、経営者は継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、もしくは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該不確実性について財務諸表に注記することが必要となる。 損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載されているとおり、会社は、前事業年度において営業損失101,329千円及びマイナスの営業キャッシュ・フロー113,543千円を計上し、当事業年度においても営業損失420,577千円及びマイナスの営業キャッシュ・フロー453,696千円を計上しており、継続して営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。 また会社は、第2【事業の状況】3【事業等のリスク】に記載されているとおり、差入保証金という形で宗教法人等が霊園や納骨堂を開発する際の資金の一部を一時的に負担する場合があります、その資金負担により資金繰りが圧迫されている。このため会社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、当面の返済について猶予を受けることで合意しているが、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性がある。 このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。 経営者は、上記継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消又は改善するため、営業面については、より効率的かつ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を見直すことにより納骨堂の拡販を図り、資金面については手元流動性資金を確保するために、全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援を得られるよう交渉している。また、会社は、第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）を発行するなどし、財務体質を強化している。 この結果、経営者は、上記継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消又は改善するため、資金面を中心とした改善策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないものと判断しており、財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を行っていない。 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、監査人は、経営者の対応策の実行可能性について十分な裏付けを入手した上で、経営者による事業年度末日の翌日から12ヶ月間の期間において資金に十分な余裕が認められるかどうかを判断する必要がある。 これには、手元流動性資金を確保するため経営者が事業年度末日後に実施した対応策の検討及び金融機関からの当面の返済の猶予等の継続的な支援に関する経営者による判断に対する評価が含まれる。 以上より、継続企業の前提に関する重要事象等への経営者による資金面を中心とした対応策の評価については、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、かつ想定される財務諸表の利用者による財務諸表の理解にとって重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうか検討するに当たり、経営者の対応策及びその実行可能性を確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。 主力行をはじめとする金融機関による支援体制が確保されているかどうかを確かめるため、会社の業績回復に向けた施策及び会社の財政状態への評価、並びに融資姿勢について主力行に質問した。 経営者の予算、中期経営計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、経営者による予算、中期経営計画について適切な承認を得ていることの確認、及び過年度予算の見積りと実績との比較等による見積りの精度の評価を実施した。 資金繰り計画について、継続企業の前提に関する重要な不確実性を考慮し、合理的な期間(少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間)の資金繰りに問題がないことを、過去実績及び営業状況と比較して資金繰り計画の合理性を確かめることにより検討した。

宗教法人等に対する差入保証金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社ニチリョク（以下、「会社」という。）は、2026年3月期現在において、貸借対照表に宗教法人等に対する差入保証金5,065,471千円を計上しており、当該債権に対して1,722,245千円の貸倒引当金を計上している。 会社は、宗教法人等と販売業務提携契約を締結の上、永代使用权の販売を受託している。差入保証金はお墓事業において、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して永代使用权の販売権取得のために差し入れたものである。 注記事項「（重要な会計上の見積り）差入保証金の評価」に記載されているとおり、会社は、当該差入保証金の回収可能性を判断するにあたり、販売状況の推移に応じて契約当初に予定していた回収期間の延長が見込まれる場合には回収長期化債権として分類し、販売見込みに基づく将来キャッシュ・フローを個別に見積り、貸倒引当金を計上している。 当該差入保証金は、宗教法人等との販売業務提携契約に基づき、会社が永代使用权を販売することで得られる代金を回収原資としている。このため、当該差入保証金の回収可能性の判断にあたっては、将来の販売数量及び販売時期を見積もる必要があり、当該見積りには経営者による主観的な判断に基づいた重要な仮定が含まれる。また、これらの見積りは、経済環境の変化や業況変動の影響を受けやすく不確実性が高い。 当監査法人は、当該差入保証金の財務諸表における金額の重要性及び評価に対する経営者による判断の主観性・不確実性等を考慮し、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、宗教法人等に対する差入保証金の評価の妥当性を検討するため、主として以下の手続を実施した。 内部統制の評価 貸倒引当金の算定の基礎となる霊園の分類に係る以下の内部統制の有効性を評価した。 各霊園・納骨堂の差入保証金の回収状況のモニタリング 霊園・納骨堂分類の妥当性に関する承認プロセス 経営者による見積りの合理性の評価 貸倒引当金算定方法の妥当性を評価するため、経営者等への質問、外部の専門家への問合せを実施した。 霊園・納骨堂の分類の妥当性について、宗教法人等との契約内容の変更状況及び過去の販売実績の趨勢に基づいて検討した。 将来キャッシュ・フローの見積りに使用された主要な仮定である将来販売見込み数量や販売時期の合理性を検討するため、経営者等に質問を実施した。 将来販売見込数量の見積りに用いた過去の販売実績のデータが過年度の財務情報と整合することを確認した。 貸倒引当金の計上額が上記の仮定に基づき正確に行われていることを確かめるため、貸倒引当金算定の再計算を実施した。 回収可能性の評価 宗教法人等との業務提携契約書を閲覧し、差入保証金の回収原資の検討を行った。 回収が長期化している霊園・納骨堂のうち、重要性が高い霊園・納骨堂については、現在の販売状況及び周辺環境の変化の有無について確認するため、対象霊園・納骨堂の現場視察及びその経営主体である宗教法人の経営者等への質問を実施した。 宗教法人の経営状態の著しい悪化等、販売を受託している永代使用权について販売の困難な状況が生じていないことを確かめるため、宗教法人の経営者等への質問を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ニチリョクの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ニチリョクが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責

任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２． X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡邊将志及び最高財務責任者服部聡昌は、当社の第60期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長渡邊将志及び最高財務責任者服部聡昌は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を表す指標として最も適切と判断しており、各事業拠点の当事業年度の売上高予算の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度の売上高予算のおおむね3分の2程度に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、完成工事未収入金、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しております。

記

当社は、当事業年度における決算手続の過程において、差入保証金の評価について見積りに関する監査法人からの指摘を受けて社内で再検討した結果、過年度に遡る誤謬が存在することが判明したため、過年度の決算を訂正しております。当該誤謬は、決算・財務報告プロセスにおいて、見積りの前提となる情報の把握、評価方法の検討及びその妥当性に関する検証が十分でなかったことに加え、数値全体の整合性や傾向を検証するチェック体制が十分に機能していなかったことにより、差入保証金の評価差額にかかる貸倒引当金の計上不足を適時に防止又は発見することができなかったことに起因するものであります。

また、当社は前事業年度において、経理担当者の退職等による財務報告の作成に必要な人的リソース不足により、適切な決算財務報告に対応できる必要かつ十分な人員体制を構築できておりませんでした。その結果、社内のチェック体制が不十分であり、会計上の見積もりに対する補完統制が運用されておらず、決算作業及び監査法人への監査資料等の提供が著しく遅延したため、当該事項は財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社はこれを受けて当事業年度中に是正措置を講じたものの、過年度訂正により想定以上に業務量が増加したことに加えて、さらなる退職者の発生や外部専門家の活用が限定的なものにとどまったことに等の理由により、十分に改善することができませんでした。

その結果、前事業年度に引き続き、当事業年度においても、決算財務プロセスに重要な不備が存在すると判断しております。

これら開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は財務諸表に反映しております。なお、不備の是正については、決算財務報告プロセスの見直し等の対応を進めておりますが、当該統制の高度化については一定期間の運用実績を要することから、当事業年度末日までに十分な有効性を確認するには至っておりません。当該是正措置については当事業年度末日後も継続して実施しており、内部統制の整備及び運用の強化を進めております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、決算・財務報告プロセスの内部統制の整備・運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であり、以下の施策を進めてまいります。

- (1) 重要な会計上の見積り項目について、その算定方法及び算定結果の確認作業、承認手続を明確化、その運用の徹底
- (2) 会計上の見積り項目の前提、使用する情報及び判断根拠を明確にし、合理的かつ客観的な評価を可能とする
- (3) 決算・財務報告プロセスにおける確認項目の見直しによる、見積りを含めた重要な勘定科目に対する統制の強化
- (4) 決算資料や開示資料のチェック体制を強化するとともに、決算作業における承認プロセスの明確化
- (5) 経理・財務担当者に対する教育の実施並びに統制運用状況の継続的なモニタリングの実施
- (6) 外部専門家の積極的かつ広範囲な活用
- (7) 事業活動の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、監査法人とより適時かつ頻度高く協議を実施

以上

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。